

官報 号外

昭和五十六年三月二十六日

○第九十四回 衆議院会議録 第十三号

昭和五十六年三月二十六日(木曜日)

議員日程 第十二号

昭和五六年三月二十六日

正午開議

第一 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第三 石油備蓄法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第四 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第五 所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第六 法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第七 船税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第八 昭和五十五年度歳入歳出の決算上の

(内閣提出)

第九 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第十 所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第十一 法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日程第一 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

(農林水産委員長提出)

○議長(福田一君) 議員請假の件につきお詫りいたします。

稲葉誠一君から、三月二十八日より四月四日まで八日間、前田正男君から、四月二日より十二日まで十一日間、橋崎弥之助君から、四月七日より十五日まで九日間、右いずれも海外旅行のため、請假の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 日程第一 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

○議長(福田一君) 日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

○議長(福田一君) 日程第一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案 日程第二、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長田邊國男君。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案及び同

午後零時四分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔田邊國男君登壇〕

〔田邊國男君登壇〕

○議長(福田一君) 議員請假の件につきお詫りいたします。

○田邊國男君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、内閣提出、漁船損害補償法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における漁船の大型化等に即応して、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任の発生等により、漁業経営が困難となることを防止するため、漁船船主責任保険臨時措置法に基づき、試験的に実施してきた漁船船主責任保険事業等を漁船損害等補償制度の一環として確立し、もつて漁業経営の安定を図ることとするものであります。

本案は、去る二月十四日に提出され、同日委員会に付託をされました。

委員会におきましては、三月十九日政府から提案理由の説明を聴取し、三月二十四日質疑を行ない、同日質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告を申し上げます。

次に、農林水産委員長提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

乳業施設資金融通制度は、酪農及び乳業の健全な発達に資するため、乳業を営む者に対し、農林漁業金融公庫から、その乳業施設の改良、造成等に必要な資金を融通することを目的として、昭和三十六年に議員立法により創設をされ、自來、本制度に対し三たびにわたり延長措置が講ぜられ、昭和五十五年度までの二十年間に約百九十四億円の融資が行われ、中小乳業者を中心とした乳業の合理化と近代化に大きな役割を果たしてまいり

ました。

しかしながら、乳業施設の改良、造成については、今後とも引き続き需要に見合った施設の改良拡充、零細施設の統廃合、立地移動による施設の適正配置等を進め、もって乳業の合理化、近代化を図り、国際競争力を強化していくことが必要とされております。

このため、本資金制度を以上のような実情に合わせて存続をさせるため、本年三月三十一日をもって期限の到来する本資金制度の貸付期限を、さらに五年間延長することとして、ここに本案を提出した次第であります。

本案は、三月二十四日の委員会においてこれを成案とし、委員長提出の法律案と決定いたしました。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください。

○議長(福田一君)

これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 石油備蓄法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第三、石油備蓄法の一部を改正する法律案を議題といたします。商工委員長の報告を求めます。商工委員長野中英二

君。

〔本号末尾に掲載〕

石油備蓄法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔野中英二君登壇〕

○野中英二君 ただいま議題となりました石油備蓄法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

御承知のとおり、石油ガスは、家庭用、工業用、自動車用、化学原料用、中小都市ガス用等幅広く使用されており、国民经济上重要なエネルギー源の一つとなっております。

一方、石油ガスの供給は、輸入量、輸入比率とも年々増加しており、輸入先も石油同様、中東諸国に偏在している状況にあります。

このような状況のもとで、石油ガスの安定供給を確保するため、石油ガスの供給が不足する事態が生ずる場合に備え、石油ガスの備蓄を行うことが緊急かつ重要な課題になつております。

本案は、かかる観点から、石油ガスの備蓄を計画的かつ着実に実施するため、必要な措置を講じようとするものであります。

その主なる内容は、

第一に、現行の石油に加え、新たに石油ガスを備蓄の対象とし、石油ガス輸入業者に対し備蓄の義務を課すとともに、石油ガス輸入業者が常時保有しなければならないものとする基準備蓄量を、前年の石油ガス輸入量の十日分から五十日分の範囲内とすること。

第二に、日本開発銀行等が石油、石油ガスの貯蔵施設等の設置に必要な資金を貸し付けたときは、政府は、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計から、日本開発銀行等に対しても利子補給金を支給することができるること

等であります。

本案は、二月十九日当委員会に付託され、二月十七日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を重ね、三月二十四日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、石油ガスの備蓄基地の建設に当たつての防災保安の確保等を内容とする附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第四、日本航空株式会社法の一部を改正する法律案を議題にいたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長小此木彦三郎君。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小此木彦三郎君登壇〕

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案及

〔本号末尾に掲載〕

〔小此木彦三郎君登壇〕

日本航空株式会社の事業の発展と近年

の変動する国際情勢に対応して、同社に対する政府助成の適正化を図るとともに、同社が民間の活動力を十分發揮しつつ、一層自主的、彈力的な事業運営を行ひ得るよう措置しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、政府所有株式に対する後配制を廃止するとともに、補助金の交付に関する規定を削除すること。

第二に、社債発行限度を現行の資本及び準備金の二倍から五倍に拡大すること。

第三に、役員人數及び会長等の業務執行組織に関する法定制を廃止するとともに、役員の選任等に関する規定を整備すること。

第四に、毎営業年度の資金計画及び収支予算の認可制を廃止するとともに、これに伴い運輸大臣の指示及び新株発行の認可に関する規定を整備すること。

本件は、二月十六日本委員会に付託され、三月三日塩川運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十日及び二十四日の両日質疑を行い、同月質疑終了の後、自由民主党の宮崎茂一君から賛成、日本社会党の吉原米治君及び日本共产党の四ツ谷光子君からそれぞれ反対の討論があり、採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 日程第五ないし第七とともに、日程第八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、四案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第五 所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第六 法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第七 税率特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第八 昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案 (大蔵委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第五、所得税法の一部を改正する法律案、日程第六、法人税法の一部を改正する法律案、日程第七、税率特別措置法の一部を改正する法律案、日程第八、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。大蔵委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。大蔵委員長紹介民輔君。

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書
法人税法の一部を改正する法律案及び同報告書
税率特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔紹介民輔君登壇〕

○紹介民輔君 ただいま議題となりました四法律について申し上げます。

まず、内閣提出に係る所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正す

所得税法の一部を改正する法律案にして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めて、三法律案の主な内容について申し上げますと、

所得税法の一部を改正する法律案は、

第一に、配偶者控除または扶養控除の適用対象となる者の所得要件について、給与所得等に係る所得限度額を現行の二十万円から二十九万円に引き上げることとしております。

第二に、妻と死別し、または離婚した者について、一定の要件のもとに、寡婦控除と同額の三万円の所得控除を認めることがいたしております。

第三に、豪雪等災害に直接関連して支出した金額が年間五万円を超える場合に、その超える部分の金額を雜損控除として所得控除できることとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案は、法人に対する軽減税率の適用限度を年七百万円から年八百万円に引き上げることとともに、中小法人の税率を一律二%引き上げるとともに、中小法人に対する軽減税率の適用限度を年七百万円から年八百万円に引き上げることとしております。

次に、税率特別措置法の一部を改正する法律案は、

第一に、法人税の配当課税率等を、法人税法の改正による税率の引き上げに対応して、一律二%引き上げることとしております。

第二に、企業関係の税率特別措置について、適用期限の到来するものを中心見直しを行うこととしたほか、登録免許税についても所要の整理合理化を行うこととしたとしております。

第三に、省エネルギー設備及び石油代替エネルギー関連設備等について、三年間限りの措置として、一定の要件のもとに、その取得価額の三〇%の特別償却と取得価額の七%の特別税額控除とのいずれかの選択を認めることとしたとしておりま

相税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、三法律案の主な内容について申し上げますと、

所得税法の一部を改正する法律案は、

第一に、配偶者控除または扶養控除の適用対象となる者の所得要件について、給与所得等に係る所得限度額を現行の二十万円から二十九万円に引き上げることとしております。

第二に、妻と死別し、または離婚した者について、一定の要件のもとに、寡婦控除と同額の三万円の所得控除を認めることがいたしております。

第三に、豪雪等災害に直接関連して支出した金額が年間五万円を超える場合に、その超える部分の金額を雜損控除として所得控除できることとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案は、法人に対する軽減税率の適用限度を年七百万円から年八百万円に引き上げることとともに、中小法人の税率を一律二%引き上げるとともに、中小法人に対する軽減税率の適用限度を年七百万円から年八百万円に引き上げることとしております。

次に、税率特別措置法の一部を改正する法律案は、

第一に、法人税の配当課税率等を、法人税法の改正による税率の引き上げに対応して、一律二%引き上げることとしております。

第二に、企業関係の税率特別措置について、適用期限の到来するものを中心見直しを行うこととしたほか、登録免許税についても所要の整理合理化を行うこととしたとしております。

第三に、省エネルギー設備及び石油代替エネルギー関連設備等について、三年間限りの措置として、一定の要件のもとに、その取得価額の三〇%の特別償却と取得価額の七%の特別税額控除とのいずれかの選択を認めることとしたとしておりま

第四に、交際費課税制度について、定額控除額を超える交際費支出額のうち、前年同期の交際費支出額を超える部分は、全額損金不算入として、課税の強化を図ることとしたとしております。

第五に、普通乗用自動車等に対する物品税の軽減税率について二・五%引き上げることとしたとしております。

以上が三法律案の主な内容であります。

三法律案につきましては、去る三月十八日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人を招いて意見を聴取するなど、慎重な審査を行いましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、昨二十五日質疑を終了いたしましたところ、沢田広君から、それまで一括議題として質疑を行つておきました日本社会党提案に係る所の税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び税率特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、意見の表明があり、これに対し、政府から、今後検討する旨の発言がありました。

引き続き内閣提出の三法律案について議事を進めたしました結果、財政法第六条の特例を設け、五十五年度剩余金は、その全額を所得税減税に充てる。

社会民主連合の大党派間において、その取り扱いを協議いたしました結果、国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ及び社会民主連合の大党派間において、その取り扱いで実施について具体的に検討する」との裁定に基づき、過日、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ及び社会民主連合の大党派間において、その取り扱いで実施について具体的に検討する」との裁定に基づき、過日、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ及び社会民主連合の大党派間において、その取り扱いを協議いたしました結果、

第一に、財政法第六条の特例を設け、五十五年度剩余金は、その全額を所得税減税に充てる。

二、右の措置は単年度限りとし、議員立法を以って措置する。

本案は、この合意に基づきまして、昭和五十五年度の歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例を定めることとしようとするものであります。

以下、本案の内容を申し上げますと、財政法第六条第一項は、各年度の歳入歳出の決算上の剩余金の二分の一を下らない金額を、翌々年度までに、公債または借入金の償還財源に充てなければならぬこととしておりますが、昭和五十五年度の剩余金については、この規定は適用しないこととするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 四案中、日程第五ないし第七につき討論の通告があります。順次これを許します

す。伊藤茂君。

伊藤茂君登壇

○伊藤茂君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました所得税法、法人税法及び租税特別措置法のそれ一部を改正する法律案の三案に対し、反対の立場から討論を行います。私は、まず冒頭に、これらの法案を含め、政府のかつてない大増税計画、大衆増税路線に心からの抗議と怒りを表明せんにはおられません。

今日まで約二カ月近く、大蔵委員会の審議は、政府提案によるメジロ押しの増税法案をめぐる激しい論争の連続であり、また、物価調整減税の要求をめぐる闘いがありました。私は、その論争の中で、家計の赤字に苦しみ、税の公平を求める切実な労働大衆の声がほうはいとして議事堂を包んで

改革を抱えるだらうかと痛感したのであります。同時に、この国民の切実な声に耳をふさぎ、ただひたすらに増税法案の強行成立しか念頭にない者が、どうして次の時代を語り、今後の行政の改革を抱えるだらうかと痛感したのであります。

今回の提案に含まれている螺夫控除の新設、パートタイムへの非課税限度の引き上げなどは、わが党が年来主張してきたものがようやく実現することとなつたものであります。が、わが党が今回提出している所得税法の一部改正案と比べましても明らかに、いま現在実現を迫られている重要な課題には、いまだ手も触れられていないのであります。

特に、すべての労働国民が強く要求し、大きな世論として高まっている物価調整減税をかたくなに拒否していることは、断じて容認できません。物価調整減税は、フランス、カナダ、オランダ、スイス、デンマーク、アメリカの州税など、多くの国すでに法律として制度化され、OEC Dのレポートでもその必要性を指摘しております。言ふならば、物価調整減税を行うことはすでに世界の常識、これに反対する日本政府のみが非

常識と言わざるを得ないのであります。(拍手)

四兆五千億もの新年度、税の自然増加の大二%は労働者の負担、一兆四千億もの新規大増税の大半は労働大衆に押しつけ、ベースアップの二倍のテンボで税金がかかる、そんな国は日本以外に例を聞かないのです。(拍手)

さらに、一般消費税の再現ともいうべき大型新税について、总理は、政治生命をかけて、やらなければなりません。大蔵大臣は、いとこ決意を表明されましたが、大蔵大臣は、やりたくないと言い、大蔵委員会に参考人として出席した政府税調会長は、間もなく特別部会を設置して大型消費税の具体的検討に入ると言いました。政府には三つの顔と三つの口があるのでしょうか。当然のことながら一つにしていただかなければなりません。

物価調整減税の制度化とともに、所得税法への給与所得者の確定申告選択制度、必要経費の実額控除制度の導入、キャピタルゲイン課税の強化が盛り込まれるべきであります。

次に、法人税法及び租税特別措置法の一部改正に反対する理由を申し上げます。

政府案は、大企業も中小零細企業、公益法人も一律二%の税率引き上げであります。が、現行の税率はそれぞれ四〇%、二八%、二三%でありますから、中小企業、公益法人の上げ率の方が、大企業のそれよりもずっと高いのであります。

しかも、大企業ほど数々の優遇税制の恩恵を受けて実効税率が低くなっている逆累進構造、膨大な内部留保、利益隠しの実態から見ても、不公平、大企業擁護であることは事実として明白であります。

その証拠に、国税に占める所得税、法人税の比率、比較を見ますと、労働者の負担が大部分を占める所得税をとした場合、法人税は一九六〇年に一・五であったものが、一九八〇年には〇・八

と大きく低下しており、歴代民主党政府が、税負担を大企業に軽く、労働者に重くしてきたことが、Dのレポートでもその必要性を指摘しております。言ふならば、物価調整減税を行うことはすでに浮き彫りになっているのであります。

さらに各種引当金を見ましても、実際の貸し倒れ発生率の五倍、六倍もの繰り入れを認めている

段を使って景気の回復と国民生活の安定を図るといふ観点から、上手に経済をリードしてきたと言えます。(拍手)

また、不公平税制の象徴的なものとして指摘されてきた租税特別措置の改廃、整理はきわめて不十分であり、土地税制の強化、医師の社会保険診療報酬税の特例の廃止などの課題は残されたままです。

今日、実態とかけ離れた法人擬制説に基づく企業税制は抜本的に改革されなければならないのを、今回の改正においてエネルギー減税を新たに採用して、大企業への必要以上のサービスを行なう、加えて先般の公定歩合引き下げによって大きな利益を与えていたのであります。

私は、このような大企業の状況と、家計の赤字に苦しむ労働国民、史上最高水準の倒産続きの中、小零細企業の現実とを比べてみましたときに、本業のそれよりもずっと高いのであります。

私は、最後に、わが党を初め五野党的努力によつて実現した所得減税に関するさまざまな措置を、政府が誠意を持って実行することを要求するとともに、ひたすら増税法案を押し通そうとしている政府・自民党的諸君に、榮枯盛衰の歴史をつづった平家物語にある「おごれる者は久しからず」という言葉を警告として申し上げ、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 中村正三郎君

[中村正三郎君登壇]

○中村正三郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法

の一部を改正する法律案の三案に対しまして、賛成の意を表明するものであります。(拍手)

御承知のとおり、わが国の財政は、第一次石油危機後の停滞する経済の中で、公債発行という手段を使って景気の回復と国民生活の安定を図るといふ観点から、上手に経済をリードしてきたと言えます。

その結果、わが国の経済は、従来の高度成長から安定成長へと軟着陸をスムーズに行うことができたと申し上げても過言ではないであります。その反面、財政は巨額な赤字に陥り、いまだに特例公債を含む大量の公債に依存せざるを得ない状況が続いております。このような状況が今後さらに続くとすれば、高齢化社会の到来やエネルギー確保など、わが国が直面している課題に財政が機動的に対応することが困難となるばかりでなく、国民生活に必要不可欠な行政サービスの水準を維持することから困難になることが予想されます。

財政には、国民生活の安定と経済の発展を図上で大きな役割を果たすことが期待されておりますが、その期待にこたえるとともに、インフレを未然に防止するためには、一刻も早く健全な公債依存体質から脱却し、財政の対応力を回復することが必要であります。まさに財政再建は国民的な緊急課題となつていています。

自由民主党が、責任ある与党として、あえて安易な政策を排し、今回、歳出の節減合理化と税負担の引き上げという、当面は厳しいものの、あすの幸せにつながる道を選んだ理由もここにあるわけあります。(拍手)

このような財政状況を踏まえて、政府は、昭和五十六年度予算におきまして公債発行額を前年度当初予算よりも二兆円減額することとし、このため、歳出面でまず徹底した節減合理化を行つたところであります。

しかししながら、このような見直しを行つてもなお、福祉、文教等の行政水準を維持し、国民生活

の安定を図るために、相当の財源が必要とされるところあります。今回やむを得ず法人税を初め、現行税制の枠組みの中で增收措置を講ずることとしているわけであります。

ただいま議題となつております三法案の内容を見ますと、所得税法改正案におきましては、きわめて厳しい財政事情にもかかわらず、パート等により家計を助ける主婦や父子家庭の父などにきめ細かい配慮が加えられ、減税が行われることとなつてゐる所以であります。

また、雪おろしの費用についての雑損控除制度の緩和措置が講ぜられておりますが、これは、今回豪雪に苦しまれた方々にとってまことに時宜を得た適切な措置と言ふに得ると思ひます。

次に、法人税法改正案におきましては、財政の現況に照らして経済の発展に支障を与えることのないよう配意しつつ、法人税負担の引き上げが行われることとなつておりますが、一方、厳しい経営環境に置かれている中小法人については、軽減税率の適用所得限度の引き上げが行われ、負担の緩和が図られているのであります。

また、企業間の租税特別措置の整理合理化につきましては、これまでの措置によりおおむね一段落したと考えられます。が、今回、さらにその推進が図られることとなつており、交際費課税制度の強化、割引債の総合課税のための措置とあわせ、税負担の公平確保のため一層の努力がなされており、こうした税制に対する国民の理解を得るために、政府の姿勢は高く評価されるところであります。

なお、新たに設けられるエネルギー対策促進税制は、わが国の当面する緊急の課題であるエネルギー確保に大きく資するばかりでなく、当面の景気対策の上からも大きな役割りを果たすものと期待されます。

以上、三法の改正案の内容を見ますと、国民に税負担の増加をお願いせざるを得ない状況の中に

の安定を図るために、相当の財源が必要とされるところあります。今回やむを得ず法人税を初め、現行税制の枠組みの中で增收措置を講ずることとしているわけであります。

ただいま議題となつております三法案の内容を見ますと、所得税法改正案におきましては、きわめて厳しい財政事情にもかかわらず、パート等により家計を助ける主婦や父子家庭の父などにきめ細かい配慮が加えられ、減税が行われることとなつてゐる所以であります。

また、雪おろしの費用についての雑損控除制度の緩和措置が講ぜられておりますが、これは、今回豪雪に苦しまれた方々にとってまことに時宜を得た適切な措置と言ふに得ると思ひます。

○議長(福田一君) 蔡仲義彦君。

〔數件義彦君登壇〕

○蔡仲義彦君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明し、討論を行ひます。(拍手)

まず、われわれが反対する第一の理由は、政府が所得税減税を見送り、労働者を中心とする国民生活に巨額な実質増税を強いていることであります。

政府は、昭和五十六年度を財政再建元年と名づけて取り組んでおりましたが、国民の前に示された具体的な対応策は、行政改革や補助金整理などの歳出削減、不公平税制の是正が置き去りにされ

たままで、所得税の減税見送りによる実質増税、中小企業増税など、財政再建イコール増税とい

う大衆増税路線の押しつけであります。

特に、所得税減税の実施について、われわれは、昨年八月の昭和五十六年度予算の概算要求以

来今日に至るまで、一貫して要求し続けてまいりました。

今日のわが国の国民生活、なんなく労働者の

生活は、去る十七日に発表された総理府統計局の

五十五年平均の家計調査報告でも明らかによ

うに、労働者の平均賃上げ率は六・七%と、労働者

の要求よりも低い率で抑えられ、逆に、消費者物

価の上昇は、政府見通し六・四%を大幅に上回る

八%にも迫る高騰となり、所得の実質収入減を來

しております。

また、所得税法の改正に当たり、いわゆるバ

タマイマーなどの非課税限度額を現行の七十万円

から七十九万円に引き上げられたことは、かねて

からわが党の要求でもあり、一応の評価をいた

します。しかし、われわれの要求は非課税限度額

を少なくとも九十万円まで引き上げるものであ

り、加えて、主婦がパートタイムとして働くがさ

れるを得ない理由が、教育費の高騰など諸物価の高

騰にあることをあわせて考えた場合、政府案程度

の改正で賛成するわけにはいかないのであります。

一九・一%と二割に近い大幅な実質増税となり、可処分所得の実質減少をもたらしたことから、物価高と並んで、家計を火の車に追いやる原因にもなっております。

私は、以上述べましたような観点から、これら三法案について賛成の意を表明し、討論を終わります。(拍手)

三法案について賛成の意を表明し、討論を終ります。

○議長(福田一君) 蔡仲義彦君。

〔數件義彦君登壇〕

○蔡仲義彦君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明し、討論を行ひます。

まず、われわれが反対する第一の理由は、政府が所得税減税を見送り、労働者を中心とする国民生活に巨額な実質増税を強いていることであります。

政府は、昭和五十六年度を財政再建元年と名づけて取り組んでおりましたが、国民の前に示され

た具体的な対応策は、行政改革や補助金整理などの歳出削減、不公平税制の是正が置き去りにされ

たままで、所得税の減税見送りによる実質増税、中小企業増税など、財政再建イコール増税とい

う大衆増税路線の押しつけであります。

特に、所得税減税の実施について、われわれは、昨年八月の昭和五十六年度予算の概算要求以

来今日に至るまで、一貫して要求し続けてまい

りました。

今日のわが国の国民生活、なんなく労働者の

生活は、去る十七日に発表された総理府統計局の

五十五年平均の家計調査報告でも明らかによ

うに、労働者の平均賃上げ率は六・七%と、労働者

の要求よりも低い率で抑えられ、逆に、消費者物

価の上昇は、政府見通し六・四%を大幅に上回る

八%にも迫る高騰となり、所得の実質収入減を來

しております。

また、所得税法の改正に当たり、いわゆるバ

タマイマーなどの非課税限度額を現行の七十万円

から七十九万円に引き上げられたことは、かねて

からわが党の要求でもあり、一応の評価をいた

します。しかし、われわれの要求は非課税限度額

を少なくとも九十万円まで引き上げるものであ

り、加えて、主婦がパートタイムとして働くがさ

れるを得ない理由が、教育費の高騰など諸物価の高

騰にあることをあわせて考えた場合、政府案程度

の改正で賛成するわけにはいかないのであります。

一九・一%と二割に近い大幅な実質増税となり、可処分所得の実質減少をもたらしたことから、物価高と並んで、家計を火の車に追いやる原因にもなっております。

私は、以上述べましたような観点から、これら三法案について賛成の意を表明し、討論を終わります。(拍手)

三法案について賛成の意を表明し、討論を終ります。

○議長(福田一君) 蔡仲義彦君。

〔數件義彦君登壇〕

○蔡仲義彦君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明し、討論を行ひます。

まず、われわれが反対する第一の理由は、政府が所得税減税を見送り、労働者を中心とする国民生活に巨額な実質増税を強いていることであります。

政府は、昭和五十六年度を財政再建元年と名づけて取り組んでおりましたが、国民の前に示され

た具体的な対応策は、行政改革や補助金整理などの歳出削減、不公平税制の是正が置き去りにされ

たままで、所得税の減税見送りによる実質増税、中小企業増税など、財政再建イコール増税とい

う大衆増税路線の押しつけであります。

特に、所得税減税の実施について、われわれは、昨年八月の昭和五十六年度予算の概算要求以

来今日に至るまで、一貫して要求し続けてまい

りました。

今日のわが国の国民生活、なんなく労働者の

生活は、去る十七日に発表された総理府統計局の

五十五年平均の家計調査報告でも明らかによ

うに、労働者の平均賃上げ率は六・七%と、労働者

の要求よりも低い率で抑えられ、逆に、消費者物

価の上昇は、政府見通し六・四%を大幅に上回る

八%にも迫る高騰となり、所得の実質収入減を來

しております。

また、所得税法の改正に当たり、いわゆるバ

タマイマーなどの非課税限度額を現行の七十万円

から七十九万円に引き上げられたことは、かねて

からわが党の要求でもあり、一応の評価をいた

します。しかし、われわれの要求は非課税限度額

を少なくとも九十万円まで引き上げるものであ

り、加えて、主婦がパートタイムとして働くがさ

れるを得ない理由が、教育費の高騰など諸物価の高

騰にあることをあわせて考えた場合、政府案程度

の改正で賛成するわけにはいかないのであります。

以上、三法の改正案の内容を見ますと、国民に

税負担の増加をお願いせざるを得ない状況の中に

により負担増を強いられ、経営苦に拍車がかかるております。

したがって、われわれは、法人税の税率引き上げについても、中小企業の経営に配慮し、少なくとも軽減税率の据え置きと、その適用区分の拡大を要求してきたところであります。しかし、政府は、われわれの要求に耳を傾けようとせずに、法人税の一率二%引き上げを図ることには、断固反対せざるを得ません。

次に、不公平税制の是正についても、政府の姿勢は積極的とは認められないであります。たとえば、金融保険業の貸し倒れ引当金の法定繰り入れ率を千分の五から千分の三に引き下げるものとしておりますが、その方法は経過期間を設けて行うものとしております。しかし、大蔵省の資料によつても貸し倒れ発生率は千分の一程度とされ、当面する財政状況とあわせて考えると、さらに積極的な取り組みがあつてしかるべきであります。

また、租税特別措置についても、政府税調の、不公平税制の是正は一段落したとの判断に立たれなかどうかはわかりませんが、課税の公平化を図るためのグリーンカードの実施が、いまだにあいまいな部分を残していることを初め、社会保険診療報酬に対する課税の特例についても、先年の是正で事足れりとし、着手しようとするしていなければ実情であります。

このように、不公平税制の是正に消極的な態度をとり続けていることは、国民の信頼が得られず、とうてい納得しがたいものであります。

以上の諸点を指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 木下敬之助君。

〔木下敬之助君登壇〕

○木下敬之助君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となつております所の税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改

正する法律案に対し、一括して反対の討論を行います。

わが党は、わが国経済の発展と国民生活の安定を図る立場から、来年度予算においては、行財政改革の断行と不公平税制の是正、大企業の法人税率の二%引き上げなどにより、大衆増税によらない財政再建予算を編成するよう強く主張してまいりました。

しかるに、来年度予算案は、行財政改革をないがしるにし、財政再建の名のもとに、国債の二兆円減額をそのまま大幅増税で賄おうとすることは、まさに大衆増税予算であると断ぜざるを得ないであります。(拍手)

このような観點から、まず所得税について申し述べたいと存じます。

第一次石油危機を契機として、わが国経済は激しいインフレに見舞われ、次いで、長い深刻な不況に陥つたのであります。その痛手から回復したのもつかの間で、一昨年来、再び第二次石油ショックの影響をもろに受けたのであります。わが国経済は、このショックを、実質賃金の低下に見られるように主として労働者の犠牲のもとに辛うじて乗り切ってきたのであります。

年一年間の平均実質賃金は、前年に比べ七・〇%増加したのであります。消費物価指数がこれ上回り、八・〇%上昇したため、昨

年一年間の平均実質賃金は対前年比〇・九%減となり、戦後統計史上初めての賃金目減りという異常な事態を招來したのであります。

さらにも、最近の物価情勢から見て、実質賃金の維持は困難であると見られています。が、現在の景気のかけりは、まさにこの実質賃金の減少による個人消費の低迷がもたらしたものにはなりません。

このように、五十五年度の消費者物価上昇率六・四%という政府の公約をかたく信じて賃上げの自粛に努力した労働者に対し、すでに政府は、その公約の達成を放棄し、かつまた、来年度予算

において何らかの償いをしようとする姿勢がいささかも見られないことは、きわめて遺憾であります。(拍手)

このような重大な失政に対し、政府がその責任を痛感されるならば、そしてまた同時に、政府が、来年度において個人消費を中心とする民間の活力により、五・三%の実質経済成長の達成を期待されるのであるならば、この際、労働者や中小企業者に対する各種の大増税を取りやめるとともに、五十二年以来据え置かれたままになつてゐる各個人控除の引き上げなどの所得税減税を行ふべきであります。(拍手)

この国民の切実なる要求をことごとく無視し続ける政府に対し、厳しい反省を求めるものであります。

幸い、議長裁定により、五十五年度の剩余金はその全額を所得税減税に充てることが与野党間で合意されました。が、政府がこれを誠実に間違なく履行することを、ここに改めて強く要求するものであります。(拍手)

また、このたびの所得税法改正案では、主婦の所得が七十万円を超えると夫の配偶者控除が打ち切られることとなつていていたものを、来年度からこれを七十九万円に引き上げることは一步前進であると認めるわけではあります。しかしながら、主婦労働の実態、共かせぎ世帯の実情からすれば、少なくとも百万円程度に引き上げることが必要であります。この点を踏まえて微々たる改正にすぎないのは、まさに遺憾であります。

次に、法人税についてであります。わが党は、かねてより、法人税については、実効税率の低位、法人の担税力の余地、企業収益の回復等にかんがみ、大企業の法人税率を二%引き上げるとともに、中小法人の軽減税率の適用限度、現行七百万円を千二百万円に引き上げるべきだと強く主張してまいりました。

これに対し、今回の改正案は、税率の引き上げを大企業に対するのみならず、中小法人、公益法

人、協同組合等に對しても一律に行われようときれ、同時に、中小法人に対する軽減税率の適用所能限度を八百万円に引き上げるにとどめておられることは、とうていわれわれの容認できるところではありません。

申し上げるまでもなく、金融機関の取引先企業に対する厳しい選別融資、公共投資の抑制、個人消費の低迷、住宅建築の不振、素材部門を中心とした在庫調整の大幅なおくれなどにより、このところ中小企業の倒産が相次いでおり、昨年一年間にわたる輸出の伸びが余り期待できないことなどから、企業倒産は、件数、負債総額とも五十二年に次いで史上二番目の大きな数字を記録したのであります。

さらに、今後緩和の方向にある金融政策の効果が中小企業に浸透するには時間がかかること、また、円高や貿易摩擦により、これまで景気の牽引力であった輸出の伸びが余り期待できないことなどから、企業倒産は、まだまだ続くことが予想されるわけであります。

このように中小企業を取り巻く環境は、きわめて厳しい状況にあるにもかかわらず、財政再建の名のもとに、政府は、これに追い打ちをかけるかのように、中小法人に対しても二%の税率引き上げを求め、かつ軽減税率の限度額をわずか八百万円にとどめたことは、現下の中小企業経営の実態に目をつぶり、来年度におけるわが国経済の成長に果たすべき中小企業を初めとする民間企業の活力に及ぼす悪影響を全く無視したもので、はなはだ遺憾に思ふものであり、政府の猛省を促してやみません。(拍手)

最後に、租税特別措置についてであります。わが党は、かねてより、交際費は原則として益金扱いとするよう主張してまいりました。これに對し、政府は、来年度の税制改正において、当初、交際費課税のかなりの強化を検討されていましたが、かわらず、最終的には、わざかばかりの課税強化にとどめられたことは、きわめて遺憾であります。

この交際費課税を初めとして、現行の租税特別措置には、なお見直しを要する不公正が温存されおり、今後その不公正は正に政府が全力を傾注されるよう強く求め、議題となつております三法の改正案に一括して反対の態度を明らかにいたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 岩佐恵美君。

〔岩佐恵美君登壇〕

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、所得税法、法人税法、租税特別措置法の三法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。(拍手)

反対の理由の第一は、政府がまたもや、国民の共通の願いである所得税減税を拒否することによって、四年連続の実質大増税を国民に押しつけていることであります。

最近の新聞の投書欄は、高い税金への主婦の悲鳴と怒りの声で埋まっています。「確定申告で頭の痛い季節。苦手の数字と取り組んで、やつと申告を終えたものの、税金は高いし、厳しい。このうえ増税ではやり切れない。」また別の投書では「公共料金の値上げも目白押し。食費を切りつめるとには限度があります。家計簿などにらめっこをして努力している私たちに、もう少し報いられる政治を、と願わずにはいられません」と言っています。

実際、労働者は、実質賃金が戦後初めて年間を通してマイナスという最悪の事態に直面し、その中で、税金と社会保険料の天引き分の急激な増加からくる手取り収入の目減りによって、さらに大きな打撃をこうむっています。

政府が四年間も所得税減税をしないために、五十二年度に一万七千円程度であった四人家族の平均的な労働者家庭の所得税負担は、五十六年度には実に四倍以上の六万九千円にはね上がり、しかも所得税納税者がこの間に約六百万人と異常にふえているではありませんか。

総理がしばしば使われる「思いやりに満ちた社

会」「ゆとりある心と生活」などの美しい言葉に少しだでも真実が含まれているのであれば、主婦のこの切実な願いにこたえて、何よりも真っ先に所得

税減税に踏み切るべきです。(拍手)

日本共産党は、四人家族で三万円、総額六千億円の所得税減税を要求し、その財源として、大企業優遇の不公平税制の是正の具体的な修正提案を行いました。ところが、政府・自民党は、全く理由にならない理由をつけて葬り去りました。これは、国民生活を破壊して恥じない姿勢をまたもやあらわにしたものであり、絶対に容認することはできません。(拍手)

反対の第二の理由は、政府の三法案が、史上空前の増税を国民に押しつける一方で、不公平税制を温存し、拡大さえ図っていることであります。

法人税の一率二%の引き上げによって最も打撃をこうむるのが、いま深刻な経営難に陥り、倒産が再び急増している中小企業であることは明らかです。当然、税負担の公平といふことから見るならば、昨年九月期に利益を五割以上もふやし、未だ有の繁栄を讃嘆している大企業の税負担をこそ強化すべきであります。(拍手)

しかし、政府・自民党は、日本共産党の、中小企業増税を中止するとともに年所得十億円を超える大企業の法人税率を四四%に引き上げるという当の修正案を受け入れようとしませんでした。ここにこそ、政府の大企業に甘く中小企業に冷たい基本姿勢がはつきりとあらわれているではありませんか。(拍手)

そればかりではありません。三法案は、大企業優遇の不公平税制に何らメスを入れず拡大さえも図っていることは、きわめて不当であります。

たとえば、関連会社などからの配当金には税金を一切かけないという制度、額面をはるかに上回る価格で株式を時価発行したときのプレミアム利益に一円の税金もかけないと、いう措置さらに海外に進出して万一損失した場合に備えるという名目でつくられた海外投資損失準備金など、

もっぱら大企業が恩恵をこうむっている不公平税制には全く手がつけられていません。

その上に、財界が強く要求した、エネルギー対策に名をかりたエネルギー投資減税制度をつくられ、また、大手家電業界向けの製品保証引当金の対象の拡大さえ図っているのであります。これはまさに、大企業に至れり尽くせりの不公平税制の拡大ではありませんか。

第三の理由は、所得税減税拒否と中小企業増税によって大きくふくらむ税収が、平和を求める国民の願いを踏みにじって、軍備の大増強に充てられ、さらにもまた、大企業本位のばらまき財政がつくり出した膨大な借金の穴埋めに使われていることがあります。(拍手)

軍事予算は、一般歳出の平均伸び率四・三%を八割も上回る七・六一%と大きく拡大されて、ついに福祉の伸び率を追い越しました。これは、アメリカの強い圧力に屈したものであるということは国民に広く知られているところです。しかも、レーガン大統領は鈴木總理との会談で、さらに急速な軍事費拡大を約束させようとしていると伝えられます。

私は、軍事費を削って暮らしと福祉、教育の充実をと求める国民の圧倒的意見を全く無視して、憲法に真っ向から挑戦する戦争準備予算のために増税を図る法案は断じて許すことができません。

最後に、総理と大蔵大臣は、五十七年度の新税導入を見送ると言ひながら、その他の直接税、間接税での増税をたくらみ、しかも、五十八年度以降には大型間接税導入があり得ることを示唆しているのであります。

○議長(福田一君) 担當者起立

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

次に、日程第八につき採決いたします。

○議長(福田一君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君
農林水産大臣 鶴岡 高夫君
通商産業大臣 田中 六助君
運輸大臣 塩川正十郎君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十四日、本院は日本銀行政策委員会委員に梶浦英夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は鉄道建設審議会委員に竹田弘太郎君、山田明吉君、宮崎輝君、藤本一郎君、森本修君、松沢卓二君、角本良平君及び八十島義之助君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は地方財政審議会委員に知野虎雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は地方財政審議会委員に知野虎雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は内閣から次の報告書を受領した。

(報告書受領)
一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。
法務委員
一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。
況
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。
運輸委員
一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。
農林水産委員
一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

(農林水産金融公庫法一部改正)
農林水産金融公庫法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置)
アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(農林通貨法一部改正)
農林通貨法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(農業公務員共済組合等からの年金の額の改定)
農業公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案

(議案付託)

所得税法の一部を改正する法律案 (堀昌雄君外八名提出、衆法第一八号)

財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案 (内閣提出第三号)

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案 (内閣提出第五三号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五五号)

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第五七号)

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第五八号)

以上七件 大蔵委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

適用対象の消滅等による法律の廃止及び行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理に関する法律案 (内閣提出第六一号) 内閣委員会 付託

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六二号) 通信委員会 付託

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六三号)

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案

所得税法の一部を改正する法律案 (堀昌雄君外八名提出)

提出案を参議院に送付した。

所得税法の一部を改正する法律案 (堀昌雄君外八名提出)

提出案を参議院に送付した。

提出案を参議院に送付した。

提出案を参議院に送付した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
(農林水産委員長提出)

一、今二十六日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、内閣委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十六年三月二十四日

衆議院議長 福田 一殿
内閣委員長 江藤 隆美

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年一月十四日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

漁船損害等補償法

「第三章 漁船保険組合の漁船保険事業
第一節 普通損害保険及び特殊保険(第八十九条)
第二節 満期保険(第八十一条)
第三節 政府の再保険事業(第八十三条)
第五章 漁船保険中央会(第八十七条)
」
目次中 第二節 第三節 第四節 第二節 第二款

「第三章 漁
第一節 第二節 第三節 第四節 第二節 第二款

「第三章 漁船保険組合の漁船保険事業
第一節 普通損害保険及び特殊保険(第八十九条)
第二節 満期保険(第八十一条)
第三節 政府の再保険事業(第八十三条)
第五章 漁船保険中央会(第八十七条)
」
目次中 第二節 第三節 第四節 第二節 第二款

「第三章 漁
第一節 第二節 第三節 第四節 第二節 第二款

づき賠償することによる損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。
この法律において「漁船乗組船主保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者であつてその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う相互保険であつて、この法律により行うものとをいう。

第四条中「漁船につき、漁船保険事業」を「漁船に改める。

第七条第三項中「もつぱら」を「専ら」に改め、「ものみを」の下に「漁船保険の」を加える。

第十二条中「漁船損害補償」を「漁船損害等補償」に改め、「書類」の下に「(漁船乗組船主保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業に関する書類を除く。)」を加える。

第二十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、第六号を次のように改める。

六 漁船保険の目的

第二十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 漁船保険、漁船乗組船主保険及び漁船乗組船主保険(以下「漁船保険等」という。)の保険料率

第二十二条中「有する者は、」の下に「漁船保険の」を加え、「(所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十三条第一項中「期間内に」の下に「漁船保険の」を加え、同条第二項中「組合に」の下に「漁船保険の」を加え、「別段の定」を「別段の定め」に改める。

第二十四条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同項第一号中「保険関係」を「漁船保険の」に改める。

第一項中「漁船保険組合が行う漁船保険事業、漁船乗組船主保険事業(以下「漁船保険事業等」という。)」を加え、「損害が生じた場合に保険金額を支払う保険」を「生じた損害をてん補する漁船保険」に改め、「満了した場合」の下に「に保険金を支払い」を加え、同条に次の二項を加える。

二 漁船保険組合が行う漁船保険事業、漁船乗組船主保険事業(以下「漁船保険事業等」という。)

二 漁船保険中央会が行う漁船乗組船主保険事業(以下「漁船保険事業等」という。)

二 漁船保険中央会が行う漁船乗組船主保険再保険事業(以下「漁船保険再保険事業等」とい

くは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基く保険関係に改める。

改め、同条を第百十一条の六とし、同条の前に次の六条を加える。

(保険の目的)

第百十条 地域組合の漁船保険の保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。

2 業態組合の漁船保険の保険の目的たるべき漁船は、第七条第三項に規定する漁船であつて、総トン数千トン未満のものとする。

3 地域組合又は業態組合のいずれか一方の普通保険の保険の目的たるべき漁船は、他の方の普通保険の保険の目的とすることができる。

4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他の方の特殊保険の保険の目的とすることができない。

5 組合員と組合員との間に普通保険の保険関係が成立してゐる漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

6 組合員と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立してゐる漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

7 漁具は、定款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに漁船保険の保険の目的とすることができる。

8 前項の規定により漁具を漁船保険の保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船(漁具を含む。)」と読み替えるものとする。

(被保険者たる資格)

第百十一条 漁船保険の被保険者たる資格を有す

る者は、漁船の所有者とする。

(保険関係に関する権利義務の承継)

第百十一条の二 漁船保険の保険の目的たるべき漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に付有する権利義務(第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。)を承継することができる。ただし、組合が正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者(被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。)が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。

3 漁船保険の保険の目的たるべき漁船につき、相続その他包括承継又は遺贈があつた場合には、前二項の規定を準用する。

4 第百十一条の三 漁船保険の保険の目的たるべき漁船の所有者又は使用者は、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船の当該保険関係に付有する権利義務(第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第二項の規定による負担金に係る権利義務を除く。)を、使用者にあつては組合員が当該漁船の当該保険関係に付有する権利義務(第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第二項の規定による負担金に係る権利義務を除く。)を承継することができる。

5 漁船が沈没したとき。

6 漁船の行方が知れなくなつたとき。

7 漁船が修繕することができなくなつたとき。

8 前項第三号の規定に該当する場合について

2 第百十三条の十一 第一項中「保険金額」を「保険金」に改め、同条第一項中「危険区分」を「普通損害保険の危険区分」に、「トン数区分」を「普通損害保険のトン数区分」に改め、同条第三項中「割合」は、「の下に「普通損害保険」」を加え、「第百十七条第二項」を「第百三十八条の十五第二項」に改めることとする。

3 第百十三条の十二の見出し中「保険金額」を「保険金」に改め、同条第一項中「組合は、」の下に「満期保険の」を加え、「てん補し」を「てん補」に改め、「保険金額」の下に「に相当する額の保険金」を加える。

4 第百十三条の十六の見出しを「払戻金の支払」に改め、同条第一項中「第百十一条」を「第百九条」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改め、同条第二項中「危険区分」を「普通損害保険の危険区分」に、「こえない額の払いもどし金」を「超えない額の払戻金」に改め、同項ただし書中「第百十三条又は第百四条」を「第百二条」に改める。

5 第百十三条の十七中「保険金額」を「保険金」に、

3 第一項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者については前条第二項の規定を、漁船保険の保険の目的たるべき漁船を使用する

所有権以外の権原につき相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合は、同項及び前二項の規定を、それぞれ準用する。

(通常行うべき管理等の義務)

第百十一条の四 組合員又は被保険者は、漁船保険の保険の目的たるべき漁船につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならぬ。このために必要又は有益であつた費用(通常行うべき管理に要した費用を除く。)は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

(委付の原因)

第百十一条の五 次の場合には、被保険者は、漁船保険の保険の目的たるべき漁船を組合に委付して保険金額の全部につき保険金の支払を請求することができる。

(第一項の規定)

第百十一条の六 見出しが「組合のてん補責任」に改め、同条第一項中「組合は、」の下に「普通損害保険又は特殊保険の」を加え、「てん補する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「だ捕」を「だ捕」に、「てん補する責」を「てん補する責め」に改める。

(第三章)

第百十三条规定の節名を削り、第百十三条の九の前に次の款名を付する。

第三款 満期保険

第百十三条の十一 第一項中「保険金額」を「保険金」に改め、同条第一項中「危険区分」を「普通損害保険の危険区分」に、「トン数区分」を「普通損害保険のトン数区分」に改め、同条第三項中「割合」は、「の下に「普通損害保険」」を加え、「第百三十九条第二項」を「第百三十八条の十五第二項」に改めることとする。

2 第百十三条の十二の見出し中「保険金額」を「保険金」に改め、同条第一項中「組合は、」の下に「満期保険の」を加え、「てん補し」を「てん補」に改め、「保険金額」の下に「に相当する額の保険金」を加える。

3 第百十三条の十六の見出しを「払戻金の支払」に改め、同条第一項中「第百十一条」を「第百九条」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改め、同条第二項中「危険区分」を「普通損害保険の危険区分」に、「こえない額の払いもどし金」を「超えない額の払戻金」に改め、同項ただし書中「第百十三条又は第百四条」を「第百二条」に改める。

4 第百十三条の十七中「保険金額」を「保険金」に、

他の事項で「普通損害保険に係る」を加え、同条第二号中「保険金額」を「保険金」に、「第一百七条第一項各号」を「第百三十八条の十五第一項各号」に改め、同条第二号中「危険区分」を「普通損害

保険の危険区分」に、「第百十七条」を「第百三十八号」に改め、同項ただし書中「第百十一条」に改める。

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継しようとする者は、省令で定める場合を除き、あらかじめ、当該保険関係に関する権利義務を有する者の承諾を得なければならない。

(第二項)

第百十三条第一項中「保険料(特殊保険の保険料を除く。以下この条において同じ。)」を「普通保険の保険料」に、「代り」を「代わり」に改め、同条第二項中「支払うべき」の下に「普通保険の」を加え、「代り」を「代わり」と改める。

(第三項)

第百十三条の四第一号中「見込まれる」の下に「普通損害保険の保険の目的たる」を加え、「危険区分」を「普通損害保険の危険区分」に改め、「その」を「普通損害保険の保険の目的たる」に改める。

(第四項)

第百十三条の十七中「保険金額」を「保険金」に、

(組合の先取特権)
段として次のように加える。

第百三十七条の六 中央会から第百三十八条の六

の規定による再保険料の払戻し又は再保険金の支払を受けるべき権利を有する組合は、同条の規定により払戻しを受けることができる再保険料の額又は第百三十八条の七の規定による再保険金の額につき、中央会の財産について他の債務者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順序は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(事業報告書等の提出)
第百三十七条の七 中央会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(業務又は会計状況の検査)
第百三十七条の八 農林水産大臣は、中央会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第三節 漁船船主責任保険再保険事業等
(再保険者)
第百三十八条の二 中央会は、組合が漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業によつて被保険者及び一定の金額の支払を受けるべき者に對して負う保険責任の一部を再保険するものとする。

(再保険関係の当然成立)

第百三十八条の三 組合とその組合員との間に漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険關係が成立したときは、これによつて中央会と當該組合との間に当該保険に係る再保険關係が成立するものとする。

(再保険金額)

第百三十八条の四 中央会と組合との間に成立す

る第百三十八条第三項中「追徴金及び保険金額の削減」とあるのは「賦課金」を「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」に改め、同条第四項中「この場合において」の下に「第一項及び第二項及び第三十八条第一項中「定期」とあるのは「定期、再保険約款」とを加え、「損益計算書」を「損益計算書」に改め、同条第七項に後

の規定による再保険料の払戻し又は再保険金の支払を受けるべき権利を有する組合は、同条の規定により払戻しを受けることができる再保険料の額又は第百三十八条の七の規定による再保険金の額につき、中央会の財産について他の債務者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順序は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(事業報告書等の提出)
第百三十七条の七 中央会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(業務又は会計状況の検査)

第百三十七条の九 組合が組合の十分の一以上

の同意を得て、中央会の漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険事業の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政の処分、定期又は再保険約款に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、農林水産大臣は、中央会のその請求に係る事業の業務又は会計の状況を検査しなければならな

い。

第百三十八条の六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条若しくは第百二十条第三項又は第百三十三条の七の規定により組合員に漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険料を支払わなければならない。組合員は、中央会に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

(再保険金)

第百三十八条の七 中央会が支払うべき再保険金の金額は、次のとおりとする。

一 漁船船主責任保険に係るものにあつては、てん補区分ごとに、組合が支払うべき当該保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

二 漁船乗組船主保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額

(産大臣が定める割合を乗じて得た金額)

(組合の通知義務)

の保険金額に對する割合を乗じて得た金額

第百三十八条の八 組合は、漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険關係が成立したときは、再保険約款の定めるところにより、当該保険關係に関する事項を中央会に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときは、又は当該保険關係が消滅したときも、同様とする。

第百三十八条の九 組合は、漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、再保険約款の定めるところにより、その旨を中央会に通知しなければならない。

第百三十八条の十 次の場合には、中央会は、再保険約款の定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合が法令又は定款に違反して保険金を支払つたとき。

二 組合が保険金の額を不當に認定して支払つたとき。

三 組合が不正の目的をもつて前二条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(適用規定)

第百三十八条の十一 中央会の再保険について

は、第一百六十二条及び第一百七条並びに商法第六百四十六条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)の規定を準用する。この場合において、第一百六条中「漁船保険等」とあるのは、「漁船船主責任保険に係る再保険及び漁船乗組船主保険に係る再保険」と読み替えるものとする。

第十五条を第四章とし、同章の次に第一章を加える。

第五章 政府の漁船保険再保険事業等

(再保険者)

第百三十九条の十二 政府は、組合が漁船保険事業によつて被保険者に対して負う保険責任及び中央会が漁船船主責任保険再保険事業によつて組合に對して負う再保険責任の一部を再保険するものとする。

(再保険関係の当然成立)

第百三十九条の十三 組合とその組合員との間に漁船保険の保険関係が成立したときは、これによつて政府と当該組合との間に漁船保険に係る再保険関係が成立するものとする。

2 中央会と組合との間に漁船船主責任保険に係る再保険関係が成立したときは、これによつて、政令で定めるてん補区分を除き、てん補区分ごとに、政府と中央会との間に、その保険責任保険に係る再保険関係（以下「同一年度再保険関係」という。）に係る再保険責任を一体として、これにつき漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険関係が成立するものとする。

第三百三十九条の十四 普通損害保険及び特殊保険に係る再保険金額は、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

2 満期保険に係る再保険金額は、満期による支払に係るものについては、保険金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額に政令の定めるところにより中央会の再保険金額の合計額のうち、政令の定めるところにより中央会の再保険責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定め

る方法により算定される金額（以下「中央会責任総再保険金額」という。）を超える部分の金額とする。

(再保険料率)

第百三十九条の十五 普通損害保険に係る再保険料率は、普通損害保険の危険区分及び組合ごとに、第二号の率と当該普通損害保険の危険区分の属する普通損害保険のトシ数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間における各年の組合ごと及び普通損害保険のトシ数区分ごとの普通損害保険に係る危険率の一率で、台風その他の異常な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林水産大臣が普通損害保険のトシ数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害保険のトシ数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間における各年のすべての組合の普通損害保険のトシ数区分の率

三 第百三十九条の十六 組合は、第五十二条第二項、第九十六条、第一百三十三条の七（第一百三十三条の十六第三項において準用する場合を含む。）又は第一百三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により組合員に保険料の払戻し又は払戻金の支払をすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻し又は払戻金の支払を請求することができる。

2 中央会は、漁船船主責任保険に係る再保険に係るものについては、組合が当該満期保険の保険関係が成立したときは、省令で定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に係る危険率を控除した率とする。これを基礎として算定される普通損害保険のトシ数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水

産大臣が、これに普通損害保険のトシ数区分の率を乗じて得た金額とし、農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

3 第百三十九条の十七 政府は、組合又は中央会が再保険料を納期日までに納付しなかつたとき

4 第百三十九条の十八 政府が支払うべき再保険金

第一百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

3 満期保険に係る再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険に係る再保険料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ、満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

4 漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険料率は、てん補区分ごとに、政府の再保険責任に係る危険に對応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

5 第百三十九条の十九 組合又は中央会は、漁船保険の保険関係又は漁船船主責任保険に係る再保険関係が成立したときは、省令で定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に係る事項を農林水産大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係若しくは再保険関係に関する事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

6 第百三十九条の二十 組合は、漁船保険に係る事故が発生したと認められたときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

7 第百三十九条の二十一 組合は、省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利の

の金額は、次のとおりとする。

一 普通損害保険又は特殊保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

二 満期保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に満期による支払に係るもの又は満期前の普通損害保険事故による支払に係るものとの区分により、それぞれ再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

三 満期保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に満期による支払に係る部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

四 漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険料率は、てん補区分ごとに、政府の再保険責任に係る危険に對応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

五 第百三十九条の二十二 組合は、省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利の

2 第百三十九条の二十二 保険料率は、普通損害保険の危険区分及び組合ごとに、第二号の率と当該普通損害保険の危険区分の属する普通損害保険のトシ数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間における各年の組合ごと及び普通損害保険のトシ数区分ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異常な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林水産大臣が普通損害保険のトシ数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害保険のトシ数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率

二 前号の政令で定める一定年間における各年のすべての組合の普通損害保険のトシ数区分の率

三 第百三十九条の二十三 組合は、第五十二条第二項、第九十六条、第一百三十三条の七（第一百三十三条の十六第三項において準用する場合を含む。）又は第一百三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により組合員に保険料の払戻し又は払戻金の支払をすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻し又は払戻金の支払を請求することができる。

2 中央会は、漁船船主責任保険に係る再保険に係るものについては、組合が当該満期保険の保険関係が成立したときは、省令で定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に係る危険率を控除した率とする。これを基礎として算定される普通損害保険のトシ数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

3 第百三十九条の二十四 政府は、組合又は中央会が再保険料を納期日までに納付しなかつたとき

4 第百三十九条の二十五 組合は、省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利の

行使又は処分に関する事項を定めて農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣が前項の承認をしたときは、政府は、組合に対して再保險金額の全部につき再保險金を支払うものとする。

3 前項の規定により再保險金の支払を受けた組合は、委員によって取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、再保險金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に還付しなければならない。

4 第百十一条の六において準用する商法第六百六十二条及び第六百六十二条の規定によつて組合が権利を取得した場合については、前三項の規定を準用する。

(納付金)

第五百三十九条の二十一 再保險金の支払を受けた中央会は、てん補区分ごとに、支払を受けた再保險金に係る同一年度再保險関係につき第五百三十九条の十一において準用する商法第六百六十二条の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保險金の金額の当該同一年度再保險関係につき支払った再保險金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

(政府を相手方とする訴えの提起)

第五百三十九条の二十二 組合又は中央会が、政府が漁船保険再保險事業等として行う再保險に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するには、農林漁業保険審査会の審査を経なければならない。

2 前項の審査の申立ては、時効の中止に關しては、裁判上の請求とみなす。

(適用規定) 第百三十九条の二十三 政府が漁船保険再保險事業等として行う再保險については第百三十九条

の十並びに商法第六百四十六条及び第六百六十条(特別危険の消滅等)の規定を、政府が行う

漁船保険に係る再保險については商法第六百三十六条及び第六百三十七条(一部保険等)の規定を準用する。この場合において、第一百三十八条の十の規定中「再保險約款」とあるのは「省令」と、「組合」とあるのは「組合又は中央会」と、「定款」とあるのは「定款若しくは再保險約款」と、「保険金」とあるのは「保険金又は再保險金」と、「前二条」とあるのは「第一百三十八条の十九」と、「前二条」とあるのは「第一百三十八条の十九」と読み替えるものとする。

第一百三十九条第一項中「これ等を「これらに改め、同項第一号中「第一百七条第一項第一号」を「第一百三十八条の十五第一項第一号」に改め、同項第二項中「前条第二項」を「第二号中次に掲げる区分」を「別表の上欄に掲げる区分」に改め、「次に掲げる割合」を「同表の中欄に掲げる割合」に改め、イからホまでを削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える

「第一百三十九条第一項中「再保險事業」を「漁船保険再保險事業等」に改める。

第一百四十条第一項中「再保險事業」を「漁船保険再保險事業等」に改める。

2 国庫は、対象漁船に係る漁船船主責任保険に

ついて、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、次の各号の額を合計して得た額に相当する額を負担する。

一 対象漁船が他の船舶と衝突して生じた当該

船舶又はその積荷の損害につき対象漁船の所

有者又は使用者者が自己の賠償責任に基づき賠

償することによる損害を含むてん補区分に係

る対象漁船の保険金額(政令で定めるものを除く。)に對象漁船に係る当該てん補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率(第一百二十一条の規定により読み替えられた同条において「の規定による検査」を「第一百三十七条の九の規定による検査」に、「二千円」を「二十万円」に改める。

二 「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第六号中「又は第三十六条」を「若しくは第三十六条(これらの規定を第一百三十七条の五に改め、同条第十四号中「第一百五百二条の二」を「第一百三十三条(これらは第三十六条)」に改め、同条第十五号中「保険金額」を「保険金の額に改め、同条第十六号中「第一百八条又は第一百九条」を「第一百六条又は第一百七条(これらは第三十七条の三に改め、同条第十四号中「又は第三十七条の三」に改め、同条第十五号中「目的でない事業」とあるのは「目的とする事業(中央会にあつては、附則第五項に規定する補完再保險事業を含む。)以外の事業」とあるのは「第一百三十七条の三」とあるのは「第一百三十七条の三又は附則第六項」と、同条第十六号中「第一百三十八条の十一及び附則第七

三十八条の十三第二項の政令で定めるてん補区分を除く。)に係る対象漁船の保険金額に對象漁船に係る当該てん補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率を乗じて得た額に、別表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額と読み替えるものとする。

第一百四十六条中「千円」を「五万円」に改める。

附則第四項中「第一百三十九条第一項第一号」を「別表」に改め、附則に次の四項を加える。

5 中央会は、当分の間、第一百三十二条に規定する業務のほか、定款の定めるところにより、組合が行う漁船船主責任保険事業の運営に資するため、組合が漁船船主責任保険によつて被保険者に対して負う保険責任のうち漁船船主責任保険再保險事業によつては再保險されない部分を再保險する事業(以下「補完再保險事業」という。)を行うことができる。

6 中央会は、前項の規定により補完再保險事業を行ふ場合には、当該事業に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

7 中央会が、附則第五項の規定により補完再保險事業を行ふ場合には、第一百三十三条の二から第一百三十三条の四まで及び第一百三十七条の四の規定を準用する。この場合において、第一百六条、第一百七条、第一百三十三条の二第二項第一号及び第五号中「漁船船主責任保険再保險事業等」とあり、並びに第一百三十三条の二第四号中「漁船船主責任保険再保險事業又は漁船乗組船主保険再保險事業」とあるのは、「補完再保險事業」と読み替えるものとする。

8 中央会が附則第五項の規定により補完再保險事業を行ふ場合における第一百四十五条第三号、第十四号及び第十六号の規定の適用について

は、同条第三号中「目的でない事業」とあるのは「目的とする事業(中央会にあつては、附則第五項に規定する補完再保險事業を含む。)以外の事業」とあるのは「第一百三十七条の三」とあるのは「第一百三十七条の三又は附則第六項」とあるのは「第一百三十七条の三又は附則第七

の記載をし、又はその書類を提出しなかつたとき。

附則第四項中「五百円」に改める。

附則第四項中「五百円」に改める。

附則第四項中「五百円」に改める。

項」とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第百三十九条関係)

無動力漁船	百分の六十	百分の三十五
総トン数五トン未満の動力漁船	百分の五十五	百分の三十五
総トン数五トン以上二十トン未満の動力漁船	百分の五十	百分の三十
総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	百分の四十五	百分の二十
総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	百分の四十	百分の十五

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年十月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(漁船船主責任保険臨時措置法の失効)

第二条 漁船船主責任保険臨時措置法(昭和五十年法律第四十五号)以下「臨時措置法」とい

う。)は、昭和五十六年九月三十日限り、その効力を失う。

(漁船船主責任保険臨時措置法の失効に伴う経過措置)

第三条 臨時措置法の失効の際に存する臨時措

置法に基づく漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険の保険契約並びにこれらの保険契約に係る保険事業、再保険契約及び再保険事業については、臨時措置法の失効後も、なお從前の例によ

る。

2 失効前の臨時措置法第二十二条の規定により区分して経理された漁船船主責任保険中央会の漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険に係る経理に

業に関する権利義務は、改正後の第百三十七条の規定により漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険を引き受けることができる。それ、当該特別の勘定が設けられたときは、それ

ぞれ、当該特別の勘定に帰属するものとする。

3 漁船保険中央会は、前項の規定により同項に

なお從前の例による。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「漁船再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第二条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補

償法」に、「普通保険ニ関スル」を「普通保険及漁船主責任保険再保険事業ニ関スル」と、「第一百三十九条第二項」を「第一百三十九条第三項」に、「第一百四十条第一項」を「第一百四十条」に改める。

第三条の二中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第四条 漁船保険組合は、この法律の施行の日か

ら一年間は、臨時措置法の失効の際に失効前

の臨時措置法第十一条の規定により締結されて

いる漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の

保険契約に係る漁船(改正後の第三条第三項の

普通保険の保険関係が成立しているものを除く。)につき当該保険契約の保険契約者である者

から、当該保険契約の失効前に、改正後の同条

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

改正後の漁船再保険及漁業共済保険特別会計

法の規定は、昭和五十六年度の予算から適用す

る。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改

正する。

第一条第五号を次のように改める。

五 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第

二十八号)第四章第一節

第五条 臨時措置法の失効前にした臨時措置法に違反する行為に対する罰則の適用については、

なお從前の例による。

(罰則に關する経過措置)

第六条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第

二百十二号)の一部を次のように改正す

る。

第二条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補

償法」に改める。

第三十一条の見出しを「(漁船損害等補償法等

の準用)」に改め、同条中「漁船損害等補償法」を「漁船損害等補償法」に、「第九十二条」を「第九

十一条」に、「第九十三条」を「第九十二条」に、「第一百七条(保険金額の削減)」を「第一百五条(保険

金の削減)」に、「漁船損害等補償」を「漁船損害等

補償」に改め、〔約款〕との下に

「第一百五条第一項中」に改め、「約款」とは、

「同条第二項中」政府又は漁船保険中央会」と

あるのは「政府」とを加える。

第三十五条の見出しを「(漁船損害等補償法等

の準用)」に改め、同条中「漁船損害等補償法第百

五条、第一百六条第一項、第一百十九条から第

一百二十二条(第二号を除く。)まで(政府の再保険

事業)」を「漁船損害等補償法第百三十八条の八

から第百三十八条の十(第二号を除く。)まで(漁

船船主責任保険再保険事業等)、第百三十八条

の十三第一項、第百三十八条の十四第一項)に、

「再保険事業」を「漁船損害等補償法第百

三十九条の中「漁船船主責任保険事業等」に改

め、同条後段を次のように改める。

この場合において、漁船損害等補償法第百

三十八条の中「漁船船主責任保険又は漁船

乗組船主保険の保険関係」とあるのは「事業主

との間に保険関係」と、「再保険約款」とある

のは「省令」と「中央会」とあるのは「農林水産

大臣」と、第百三十九条の九中「漁船船主責任

保険又は漁船乗組船主保険に係る事故が発生

したと認めるとき」とあるのは「農林水産大臣」と、「再保険約款」とあるのは「省令」と、

「中央会」とあるのは「農林水産大臣」と、第百

三十九条の中「中央会」とあるのは「政府」と

漁船の撤去費用等の不測の費用を負担することによる漁船の所有者等の損失をてん補することを内容とし、漁船乗組船主保険は、漁船の所有者等であつてその漁船の乗組員である者の漁船の運航に伴う死亡等につき一定額の保険金を支払うことを内容とするものとすること。

4 漁船保険組合の引受けは、漁船船主責任保険は漁船保険と併せて、また、漁船乗組船主保険は漁船船主責任保険と併せて行うこととすること。

5 漁船船主責任保険の保険料については、漁業者の負担の軽減を図るために漁業者が支払うべき純保険料の一部を国庫が負担することとすること。

6 漁船保険中央会は、従来の漁船保険事業の健全な発達を図るための事業のほか、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業を行ふものとすること。これに伴い、同会の再保険事業の内容に関する規定のほか、その再保険事業の適正化を実施を確保するために必要な規定を設けることとする。

7 漁船保険組合は、当分の間、漁船保険組合が漁船船主責任保険によつて被保険者に対して負う保険責任のうち漁船船主責任保険再保険事業によつては再保険されない部分を再保険する補完再保険事業を行うことができるることとすること。

二 議案の可決理由

近年における漁船の大型化等に即応して、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止して漁業経営の安定を図るため、漁船損害等補償制度の一環として漁船船主責任保険等を恒久的な制度として確立しようとするることは妥当な措置であると認め、本案はこれを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算（農林水産省所管）に、漁船損害等補償制度の実施に必要な経費八十億五千四百四十六万八千円が計上されている。

右報告する。
昭和五十六年三月二十四日
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕
漁船損害補償法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、昨今の漁業をめぐる極めて厳しい情勢

に対処し、漁業経営の維持安定対策に万端を盡くしては、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 漁船損害等補償制度及び漁船積荷保険制度について、保険取扱の実態に照らし純保険料率の適正化を図ることと、損害てん補範囲の充実に努め、他の同種保険に比して、不利な制度とならないよう留意すること。

二 漁船保険組合の経営の格差が、附加保険料率等の格差としてあらわれている現状にかんがみ、組合の経営基盤の強化のための施策の充実を図るとともに、その抜本的改善のため、組合合併につき積極的指導を行うこと。

三 本法施行に伴い、從来の中立機関としての機能に加え、再保険者としての機能を併せ持つこととなる漁船保険中央会については、それぞれ監督の強化を図ること。

四 漁船積荷保険制度は、保険設計に必要な基礎資料が整備され次第可及的速やかに本格実施に移行すること。

五 漁業関係の保険・共済制度の統合、一元化及び漁業災害補償制度の改正問題については、引き前向きに検討を加えるとともに、それぞれの保険・共済制度についても相互に調整を図り、漁業者にとって分かり易く、簡便な制度となるよう努めること。

右決議する。

石油備蓄法の一部を改正する法律
石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のよう改訂する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 石油ガス以外の石油の備蓄(第五条～第十一条)

第三章 石油ガスの備蓄(第十一条～第十四条の二)

第四章 雜則(第十五条～第十八条)

第五章 罰則(第十五条～第十八条)

第六章 附則

第一章 総則

第二条第一項中「及び石油製品」を「指定石油製品及び石油ガス」に改め、同条第二項中「石油製品」を「指定石油製品」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「石油の販売の」を「石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ。)の販売の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「石油製品」を「指定石油製品」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他通商産業省令で定める炭化水素を主成分とするガス(液化したものも含む)をいう。

第二条に次の二項を加える。

7 この法律において「石油ガス輸入業者」とは、石油ガスの輸入の事業を行う者(石油公團を除く。)であつて、石油ガスの輸入量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

第三条中「我が國への石油の供給が不足する事態に備えて行う石油の保有(以下「石油の備蓄」という。)」を「石油の我が國への供給が不足する事態に備えて行う備蓄(以下単に「備蓄」という。)」に、「石油貯蔵施設」を「石油の貯蔵施設」に改める。

第四条第二項中「事項は、」の下に「石油(石油ガ

石油の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要な資金の融通に関する臨時措置更に五年を限り延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右
石油備蓄法の一部を改正する法律案

国会に提出する。
昭和五十六年二月十二日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

スを除く。」及び「石油ガスについて、それぞれ」を加え、同項第一号中「石油の」を削り、同項第二号中「石油貯蔵施設」を「貯蔵施設」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 石油ガス以外の石油の備蓄

第五条の見出しを「(備蓄に関する計画)」に改め、同条第一項中「石油の」を「石油(石油ガスを除く。以下この章において同じ。)」に改め、「(以下この章において同じ。)」を削り、同条第二項中「石油備蓄実施計画」という。」を削り、同条第二項中「石油備蓄実施計画」を「前項の計画」に改め、同項第二号中「石油貯蔵施設」を「石油の貯蔵施設」に改め、同条第三項中「石油備蓄実施計画」を「届出に係る計画」に改める。

第六条中「石油製品」を「指定石油製品」に改める。

第七条第一項中「石油製品」を「指定石油製品」に、「以下」を「以下この章において」に改め、同条第二項及び第三項中「石油製品」を「指定石油製品」に改める。

第十一条第一項中「石油製品」を「指定石油製品」に改める。

第十一条の次に次の章を加える。

第三章 石油ガスの備蓄

(備蓄に関する計画)

第十一条の二 石油ガス輸入業者は、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間にについての石油ガスの備蓄に関する計画を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。これに変更したときも、同様とする。

2 第五条第二項の規定は前項の計画に、同条第三項の規定は前項の規定による届出に準用する。この場合において、同条第二項各号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、同条第三項中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と読み替えるものとする。(輸入量等の届出)

第十一条の三 石油ガス輸入業者は、毎年、一月十

五日までに、通商産業省令で定めるところにより、その前年の石油ガスの輸入量その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。
(基準備蓄量等)

第十条の四 通商産業大臣は、毎年、三月十五日までに、石油ガス輸入業者に対し、基準備蓄量(その年の四月一日を初日とする年度において石油ガス輸入業者が常時保有すべきものとして、その者のその前年の石油ガスの輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油ガスの数量をいう。以下この章において同じ。)を通知するものとする。

第六条中「石油ガス輸入業者は、基準備蓄量(第四項において準用する第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項の規定による変更があつたときは、当該期間内においてはその変更後のものとおいて準用する。次条において同じ。)以上の石油ガスを通商産業省令で定めるところにより常時保有しなければならない。

第七条第一項中「石油ガス輸入業者は、算定された数量の通商産業省令で定めることとする。

第八条第一項中「石油ガス輸入業者は、(石油ガスの輸入量に対する割合がおおむね三百六十五分の十から三百六十五分の五十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第九条第一項の規定は基準備蓄量に従つて石油ガスを保有するものと認めるときは、当該石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、前条第二項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを命ずることができる。

第十一条の前に次の章名を付する。

第四章 雜則

第十一條第一項中「石油製品」を「指定石油製品」に、「石油の」を「石油(石油ガスを除く。)」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「石油精製業者等」の下に「又は石油ガス輸入業者」を、「第六条」の下に「又は第十条の三」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「石油精製業者等」の下に「又は石油ガス輸入業者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の規定を削除する。

第十二条第一項中「石油ガス」を「石油ガス輸入業者」に読み替えるものとする。

第十三条第一項中「石油精製業者等」の下に「又は第六条」を削除する。

第十四条の二 政府は、日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公團(以下「日本開発銀行等」という。)が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けに該当すると認めるときは、当該石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、前条第二項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを命ずることができる。

第十五条の前見出しを削り、同条中「第十条の二」の下に「又は第六条」を加え、同条第一項の規定を削除する。

第十六条第一号中「又は第六条」を「第六条、

て同じ。)が基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、同項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを勧告することができる。ただし、その石油ガス輸入業者が前条第四項において準用する第九条第二項の規定による確認を受けている場合において、その者及びその者とともにその確認を受けている他の石油ガス輸入業者の石油ガス保有量を合計した数量以上がこれらの者の基準備蓄量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

第十四条の次に次の一条及び章名を加える。
(利子補給金の支給)

第十二条中「石油精製業者等」の下に「又は石油ガス輸入業者」を加える。

第十四条の二 政府は、日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公團(以下「日本開発銀行等」という。)が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けに該当すると認めるときは、当該石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、前条第二項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを命ずることができる。

第十五条の前見出しを削り、同条中「第十条の二」の下に「又は第六条」を加え、同条第一項の規定を削除する。

第十六条第一号中「又は第六条」を「第六条、

事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者(若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その石油ガス輸入業者のこの法律の規定による地位を承継する。

第十二条中「石油精製業者等」の下に「又は石油ガス輸入業者」を加え、「石油の」を「原油若しくはガス輸入業者」又は石油ガスの」に改める。

第十三条第一項中「石油精製業者等」の下に「若しくは石油ガス輸入業者」を加える。

第十四条の二 政府は、日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公團(以下「日本開発銀行等」という。)が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けに該当すると認めるときは、当該石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、前条第二項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを命ずることができる。

第十五条の前見出しを削り、同条中「第十条の二」の下に「又は第六条」を加え、同条第一項の規定を削除する。

第十六条第一号中「又は第六条」を「第六条、

事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者(若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その石油ガス輸入業者のこの法律の規定による地位を承継する。

第十二条中「石油精製業者等」の下に「又は石油ガス輸入業者」を加え、「石油の」を「原油若しくはガス輸入業者」又は石油ガスの」に改める。

第十三条第一項中「石油精製業者等」の下に「若しくは石油ガス輸入業者」を加える。

第十四条の二 政府は、日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公團(以下「日本開発銀行等」という。)が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けに該当すると認めるときは、当該石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、前条第二項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを命ずることができる。

第十五条の前見出しを削り、同条中「第十条の二」の下に「又は第六条」を加え、同条第一項の規定を削除する。

第十六条第一号中「又は第六条」を「第六条、

第十条の二第一項又は第十条の三に改める。
第十八条中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条の次に一章を加える改正規定中第十条の五に係る部分は、昭和五十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十五年の石油ガスの輸入量その他この法律による改正後の石油備蓄法(以下「新法」という)第十条の三の通商産業省令で定める事項についての同条の規定の適用については、同条中「毎年、二月十五日」とあるのは、昭和五十六年八月十五日とする。

2 昭和五十六年度の新法第十条の四第一項に規定する基準備蓄量についての同項の規定の適用については、同項中「毎年、三月十五日」とあるのは、「昭和五十六年九月十五日」とする。

第三条 この法律による改正前の石油備蓄法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第五条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号の次に次の一号を加える。

(1) 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十

六号)第十四条の二第一項の規定に基づく日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公團に対する補助

理由

最近における石油の国際的供給事情にかんがみ、その我が國への供給不足が生じた場合における安定的な供給の確保を図るため、原油等に加えて石油ガスについても備蓄の目標を策定し、その輸入業者に當時一定量の石油ガスを備蓄させることとする等の措置を講ずるとともに、石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金の貸付けについて利息金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油備蓄法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油ガスの安定供給を図るために、新たに石油ガスの備蓄を石油ガス輸入業者に義務づけるとともに、石油ガスの貯蔵施設等の設置資金の貸付けに対し利子補給を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義の拡大等

(1) 「石油」の定義を拡大し、新たに「石油ガス」を加える。

(2) 「石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他の炭化水素を主成分とするガス(液化したもの)を含む。」をいう。

(3) 「石油ガス輸入業者」とは、一定数量以上の石油ガスの輸入の事業を行う者をいう。

2 石油ガスの備蓄計画

(1) 石油ガス輸入業者は、毎年度、次年度以降の四年間についての石油ガスの備蓄計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(2) 通商産業大臣は、石油備蓄目標を達成するため特に必要があると認めるときは、石油ガス輸入業者に対し、その石油ガスの備蓄計画を変更すべきことを勧告することがある。

3 基準備蓄量等

(1) 通商産業大臣は、毎年度開始前に、当該年度において石油ガス輸入業者が常時保有すべき石油ガスの基準備蓄量を石油ガス輸入業者に通知し、石油ガス輸入業者は、基準備蓄量以上の石油ガスを常時保有しなければならない。

できる。

付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石油及び石油代替エネルギー勘定に、日本開発銀行等が行う石油及び液化石油ガスの備蓄施設融資に係る同銀行等に対する補給金として、十億二千二百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年三月二十四日

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

石油備蓄法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

通商産業大臣は、石油ガス輸入業者の石油ガス保有量が基準備蓄量に達していない場合において正當な理由がないと認めるとき等には、基準備蓄量以上の石油ガスを保有すべきことを勧告し、命令することができる。

4 効力及び命令

通商産業大臣は、石油ガス輸入業者の石油ガス保有量が基準備蓄量に達していない場合において正當な理由がないと認めるとき等には、基準備蓄量以上の石油ガスを保有すべきことを勧告し、命令することができる。

5 利子補給金の支給

政府は、日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公團が石油の貯蔵施設等の設置資金を貸し付けたときは、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計から利子補給金を支給することができる。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、勧告及び命令に関する規定は、昭和五十七年一月一日から施行する。

7 議案の可決理由

本案は、石油ガスの安定的な供給の確保を図るために、石油ガスを新たに備蓄の対象に加え、その計画的かつ着実な備蓄を達成するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

昭和五十六年二月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

日本航空株式会社法の一部を改正する法律

日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

5 会社は、新株を発行しようとするときは、運

輸大臣の認可を受けなければならない。

第四条及び第四条の二を削る。

第一条の三の見出しを「取締役及び監査役の選任等の決議」に改め、同条中「商法第二百六十一

条第一項の規定による決議」を「会社の決議及び前条第六項の規定による決議」を「会社の

取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び

解任の決議」に改め、同条を第四条とする。

第四条の四を削る。

第五条中「こえて」を「超えて」に、「但し」を「ただし」に、「少い額の二倍」を「少ない額の五倍」に改める。

第七条の四を加える。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するため政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第八条を次のように改める。

第九条 刪除

第二条第五項の規定によるほか、会社が債券又はその利札を失つた者に交付するため政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができ

る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十二条を第十二条とする。

第十三条の二の見出しを「事業計画に関する監督等」に改め、同条第一項中「資金計画及び収支予算」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第二項中「事業計画及び資金計画の実施並びに収支予算の執行について」を削り、同条を第十二条とする。

第十三条中「第七条 第十一条第一項」を「第二条第五項、第七条第一項、第十一条第一項」に、「第十二条」を「第十二条」に改める。

第十四条の見出しを「貸借対照表等の提出」に改め、同条中「三箇月」を「三月」に改め、「財産目

録」を削り、「及び損益計算書」を「損益計算書及び営業報告書」に改める。

第十八条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「五

十万円」に改め、同条第四号中「財産目録」を削り、「若しくは損益計算書」を「損益計算書若し

くは営業報告書」に改め、同条第五号とし、

同号を同条第四号とし、同号を同条第三号とし、同

号を第十一号に改め、同号を同条第三号とし、同

号を第十一号中「第七条」を「第七条第一項に改め、同

号を同条第一号とし、同条に第一号として次の一

号を加える。

一 第二条第五項の規定に違反して、新株を發行したとき。

第十九条第一項及び第二十条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十六年三月三十一日に終了する営業年

度の決算に係る利益の配当については、なお從

前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

4 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第十号の三及び第十二号の二中「行なう」を「行う」に改め、同項第十四号の二中「に開する認可及び補助金の交付」を削り、同項第十

五号中「行なう」を「行う」に改める。

日本航空株式会社の事業の発展に即応して、同

社につき、社債発行限度を拡大するとともに、取

締役等の人数法定制及び政府所有株式の後配制を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を及ぼす理由である。

第十八条に改め、同号を同条第五号とし、

同号を同条第四号とし、同号を同条第三号とし、

号を第十一号に改め、同号を同条第三号とし、同

号を第十一号中「第七条」を「第七条第一項に改め、同

号を同条第一号とし、同条に第一号として次の一

号を加える。

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本航空株式会社の事業の発展と近

年の変動する国際情勢にかんがみ、同社に対する政府助成の適正化を図るとともに、同社が民間の活力を十分發揮しつつ、一層自主的、彈力的な事業運営を行い得るよう措置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 政府所有株式後配制の廃止等

1. 政府所有株式に対する後配制を廃止する。

2. 補助金の交付に関する規定を削除する。

(二) 社債発行限度の拡大等

1. 社債発行限度を資本及び準備金の総額ま

たは最終の貸借対照表により会社に現存す

る純資産のいすれか少ない額の二倍から五

倍に拡大する。

2. 債券を失つた者に交付するため発行す

る債券に関する規定を整備する。

3. この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

4 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第十号の三及び第十二号の二中「行なう」を「行う」に改め、同項第十四号の二中「に開する認可及び補助金の交付」を削り、同項第十

五号中「行なう」を「行う」に改める。

日本航空株式会社の事業の発展に即応して、同

社につき、社債発行限度を拡大するとともに、取

臣の指示に關する規定を整備する。

新株発行認可制の創設

会社の新株発行について、運輸大臣の認可を要することとする。

(内) その他

貸借対照表等の提出規定の整理及び罰金額の改定等所要の改正を行う。

(四) 施行日

施行期日は、公布の日とする。ただし、昭

和五十六年三月三十一日に終了する営業年度の決算に係る利益配当については、従前の例によるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、日本航空株式会社に対する政府助成の適正化を図るとともに同社が一層自主的、彈力的な事業運営を行ひ得るための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十六年度一般会計予算予算総則に、日本航空株式会社が昭和五十六年度において発行する社債に係る債務につき、政府が同年度において保証することができる金額の限度は、額面総額または元本金額の合計額が四百五十億円に相当する社債に係る金額及びその利息等に相当する金額と定められている。

右報告する。

昭和五十六年三月二十四日

運輸委員長 小此木彦三郎

衆議院議長 福田 一殿

所得税法の一部を改正する法律案

昭和五十六年三月二十四日

運輸委員長 小此木彦三郎

衆議院議長 福田 一殿

所得税法の一部を改正する法律案

昭和五十六年一月三日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

資金計画等に關する監督の緩和等

毎営業年度の資金計画及び収支予算の認可

常勤取締役から代表取締役、取締役及び監

査役に改める。

日本航空株式会社の事業の発展に即応して、同

社につき、社債発行限度を拡大するとともに、取

改め、同条中「三箇月」を「三月」に改め、「財産目

ものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

新法第百九十四条第一項及び第一百九十五条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書等)の規定は、施行日以後に提出する新法第百九十四条第一項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新法第百九十五条第四項に規定する從たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第五条 施行日前に昭和五十六年分の所得税につき旧法第一百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第百六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があった場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第一百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第一百六十八条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその

還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當をする日(同日前にその充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適すこととなつた日)までの期間とする。

(償還金等の支払調査に関する経過措置)

第六条 新法第三百二十五条第一項第七号及び第八号(支払調査)の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される新法第二百二十四条第四項

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に規定する割引債の償還金(買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価)について適用する。

(所得税法の一部を改正する法律の一改正)

第七条 所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)の一部を次のように改正す

る。

附則第五条に次の二項を加える。

3 昭和五十八年一月一日前にあつては、新法第十一条の二及び第十二条の三の規定中「第九条の二第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)による改正後の第九条の二第一項」と、「第十一条第一項」とする。

理由

今次の税制改正の一環として、配偶者控除等の適用対象となる者についての所得要件を緩和する

ことともに、寡夫についての寡婦控除に準じた所得控除の新設及び災害に直接関連して支出をした金額についての難損控除の拡充を行うほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提

出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

右報告する。

昭和五十六年三月二十五日

大蔵委員長 綿貫 民輔
衆議院議長 福田 一殿

[別紙]

所得税法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、左記の事項について、所要の措置を講むね次のようないわゆる改正を行おうとするものである。

(一) 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件について、給与所得等に係る所得限度額を二九万円(現行二〇万円)に引き上げる。

(二) 妻と死別し、又は離婚した者(寡夫)のうち、一定の親族を有し、かつ、年間所得金額が三〇〇万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものについて、寡婦控除と同額の二三万円の所得控除を認める。

(三) 災害に直接関連して支出された金額についての難損控除の額は、その支出された金額が年間所得金額の一〇%相当額又は五万円のいづれか低い金額(現行年間所得金額の一〇%相当額)を超える場合のその超える部分の金額とする。

(四) 予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を一〇万円(現行五万円)に引き上げる。

(五) 延滞条件付譲渡に係る所得税額の延納制度について、延納額が五〇万円以下で、かつ、延納期間が三年以下である場合には、担保の提供を要しないこととする。

(六) 割引債の償還金の支払者は、その支払いについて支払調査を提出しなければならないこととする。

なお、以上の改正による昭和五十六年度の減収見込額は約百七十億円である。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会情勢の変化等に顧み、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、正森成二君外一名より日本共産党提案に係る修正案が提出された

が、少數をもつて否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに

段第一項】とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

第一項とあるのは「同法による改正後の第十一条第一項」とする。

右

国会に提出する。

昭和五十六年二月二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

法人税法の一部を改正する法律
法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を
次のように改正する。

第四十二条第二項中「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして固定資産の交付を受けた」を
「次に掲げる固定資産を取得した」に改め、同項に
次の各号を加える。

一 国庫補助金等の交付に代わるべきものとして
て交付を受ける固定資産
二 前号に掲げる固定資産に準ずるものとして
政令で定める固定資産

第六十六条第一項中「百分の四十」を「百分の四
十」に改め、同条第二項中「七百万円」を「八百万
円」に、「百分の二十八」を「百分の三十」に改め、
同条第三項中「百分の二十三」を「百分の二十五」に
改め、同条第四項中「七百万円」を「八百万円」に改
め。

第九十九条第一項中「百分の三十五」を「百分
三十七」に改め、同条第二項中「百分の二十一」を
「百分の二十三」に改め、同条第三項中「百分的四十」を「百分
三十七」に改め、同条第二項中「百分的二十二」を
「百分的二十三」に改め。

第一百一十五条第一項中「百分的三十五」を「百分
三十七」に改め、同条第二項中「百分的二十二」を
「百分的二十三」に改め、同条第三項中「百分的四十」を「百分
三十七」に改め、同条第二項中「百分的二十一」を
「百分的二十三」に改め。

第一百四十三条第一項中「百分的四十」を「百分的
四十二」に改め、同条第二項中「七百万円」を「八百
万円」に、「百分的二十八」を「百分的三十」に改め、
同条第三項中「百分的二十三」を「百分的二十五」に
改め、同条第四項中「七百万円」を「八百万円」に改
め。

別表第一第一号の表中労働者財産形成基金の項
組合連合会の項並びに国民健康保険組合及び國
民健康保険団体連合会の項を削る。

別表第二第一号の表中勤労者財産形成基金の項
の次のように加える。

健康保険組合 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

別表第二第一号の表中國鉄共済組合の項の次に
次のように加える。

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行
する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第四
十二条(国庫補助金等で取得した固定資産等の
圧縮額の損金算入)、第六十六条(各事業年度の
所得に対する法人税の税率)、第九十九条(解散
の場合の清算所得に対する法人税の税率)、第一百
二条(清算中の所得に係る予納申告)、第一百十五
条(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率
率)及び第一百四十三条(外国法人に係る各事業年
度の所得に対する法人税の税率)の規定は、法
人(新法第二条第八号(定義)に規定する人格の
ない社団等を含む。以下この項において同じ。)
のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)
以後に終了する事業年度の所得に対する法人税
及び施行日以後の解散又は合併による清算所得
に対する法人税(清算所得に対する法人税を課
される法人の清算中の事業年度の所得に係る法
人税及び残余財産の一部分配により納付すべき
法人税を含む。以下この項において同じ。)につ
いて適用し、法人の施行日前に終了した事業年
度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又
は合併による清算所得に対する法人税について
は、なお従前の例による。

に該当する事業を営んでいる場合には、当該事
業は、施行日において新たに開始されたものと
みなして、新法の規定を適用する。
理由 最近における厳しい財政事情にかかり、今次
の税制改正の一環として、法人税の税率を引き上
げるほか、中小企業の現状にかんがみ軽減税率の
適用範囲を拡大する等の必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由 本案は、現下の厳しい財政事情及び最近にお
ける社会経済情勢に顧み、時宜に適する措置と
ある。
なお、本案に對しては、正森成二君外一名よ
り日本共産党提案に係る修正案が提出された
が、少數をもつて否決された。
また、別紙のとおり附帯決議を付することに
決した。

右報告する。
昭和五十六年三月二十五日
衆議院議長 福田 一殿
〔別紙〕
附帯決議
政府は、左記の事項について、所要の措置を講
ずべきである。
一 今后の所得税のあり方に對しては、社会経済
情勢等を踏まえ、課税最低限、税率構造を含
め、基本的な検討を行うこと。
一 今後高齢化社会の進展に伴い、年金に関する
課税の合理化等について検討すること。
一 災害難損控除制度の運用に當たつては、その
円滑な適用に十分配意すること。
一 貸倒引当金等各種引当金の繰入率等について
は、引き続き見直しを行うこと。
一 各種準備金、特別償却等の租税特別措置につ
いては、その政策目的、政策効果等の実態に即
して整理合理化すること。

一 所得の海外移転に適応した税制及び執行体制
の整備について検討すること。

一 世論の動向に顧み、税務執行の公平を確保す
るよう特段の努力をすること。

一 国税職員について、適正、かつ、公平な稅務

3 この法律の施行の際、健康保険組合若しくは
健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若し
くは国民健康保険団体連合会が施行日前から引
き続き新法第二条第十三号に規定する収益事業
の法(現行別表第一の法人)とする。

執行の重要性並びに職員の年齢構成の特殊性に
かんがみ、その定員の増加、処遇の改善等に特
段の努力をすること。

右

租税特別措置法の一部を改正する法律案

昭和五十六年二月三日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

租税特別措置法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和五十六年二月三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十一条・第十六条)の一部を次のように改正する。

製作若しくは建設の後事業の用に供されたこと
ない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この
条において「省エネルギー設備等」という。)を
取扱し、又は省エネルギー設備等を製作し、若
しくは建設して、これをその取得し、又は製作
し、若しくは建設した日から一年以内に所得稅
法の施行地にある当該個人の事業の用に供した
場合(貸付けの用に供した場合及び第三号に掲
げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十九年
法律第七百七十九号)第二条第五項に規定する電氣
事業の用に供した場合を除くものとし、第四号
に掲げる機械及び装置にあっては、同号に掲げ
る個人の營む製造業、建設業その他政令で定め
る事業の用に供した場合に限る。第三項におい
て同じ。)には、その事業の用に供した日の属す
る年(事業を廃止した日の属する年を除く。以
下この条において「供用年」という。)の年分にお
ける当該個人の事業所得の金額の計算上、当該
省エネルギー設備等(次条から第十三条の二ま
で又は第十五条から第六条の二までの規定の
適用を受けるものを除く。)の償却費として必要
経費に算入する金額は、所得稅法第四十九条第
四十二条の三・第四十二条の四)に、「第五十七
条の五」を「第五十七条の六」に、「第六十五条の
九」を「第六十五条の十」に改める。

第七条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を
「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第二章第二節第一款の款名を次のように改め
る。

第一款 特別税額控除及び減価償却の
特例 第十条の二を次のように改める。
(省エネルギー設備等を取得した場合の 特別償
却又は所得稅額の特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人で次の各
号に掲げるものが、昭和五六年四月一日から
昭和五十九年三月三十一日までの期間内にその
他の減価償却資産のうちその設置をするこ

とが緊急に必要なものとして政令で定めるも
のを事業の用に供する個人 当該機械その他
の減価償却資産

二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他
製造方法又は加工方法の改良に資する機械そ
の他の設備でエネルギー資源の効率的利用に
著しく寄与するもののうちその設置をするこ
とが緊急に必要なものとして政令で定めるも
のを事業の用に供する個人 当該機械その他
の設備

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく
資する機械その他の減価償却資産又は当該工
エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他
これに準ずる公共の災害の防止に資する機械
その他の減価償却資産のうち、その設置をす
ることが緊急に必要なものとして政令で定め
るものと事業の用に供する個人 当該機械そ
の他の減価償却資産

四 第十二条の二第二項に規定する中小企業者
に該当する個人 同項に規定する機械及び裝
置のうち前三号に掲げる減価償却資産に類す
るものとして政令で定めるもの

前項の規定により当該省エネルギー設備等の
償却費として必要経費に算入した金額がその合
計償却限度額に満たない場合には、当該省エネ
ルギー設備等を事業の用に供した年の翌年分の
事業所得の金額の計算上、当該省エネルギー設
備等の償却費として必要経費に算入する金額と
は、所得稅法第四十九条第一項の規定にかかわ
らず、当該省エネルギー設備等の償却費として
同項の規定により必要経費に算入する金額とそ
の満たない金額以下の金額で当該個人が必要經
費として計算した金額との合計額に相当する金
額とする。

4

青色申告書を提出する個人が、その年(事業
を廃止した日の属する年を除く。)において繰越
税額控除限度超過額を有する場合には、その年
分の総所得金額に係る所得稅の額から、政令で
定めるところにより、当該繰越税額控除限度超
過額に相当する金額を控除する。この場合にお
いて、当該個人のその年ににおける繰越税額控除
限度超過額が当該個人のその年の事業所得に
係る所得稅額の百分の二十に相当する金額(そ
の年においてその事業の用に供した省エネル
ギー設備等につき前項の規定によりその年分の
総所得金額に係る所得稅の額から控除される金
額がある場合には、当該金額を控除した残額)
を超えるときは、その控除を受ける金額は、當
該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5

前項に規定する繰越税額控除限度超過額と
は、当該個人のその年の前年(当該前年分の所
得稅につき青色申告書を提出している場合に限
る)

る。)における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてなお控除しきれない金額をいう。

第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、省エネルギー設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受けた金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税第一百二十条第一項第三号に掲げる場合の所得税額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」であるのは、「第三章(税額の計算)」並びに租税特別措置法第十一条の二第三項及び第四項(省エネルギー設備等を取得した場合の所得税額の特別控除)とする。

第二章第二節第一款の二の款名を削る。

第十二条第三項中「これらの書類に」を削り、「添附」を「添付」に改める。

第十二条第一項の表の第一号中「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に、「特定不況地域

中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を加え、同表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同条第三項中「前二項」

を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」とし、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 前項に規定する個人が、同項の表の第三号又は第四号に規定する工業開発地区又は自由貿易地域として昭和五十六年十二月三十一日以前に指定された地区内において取得し、又は製作し、若しくは建設した工業機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第三号中「百分の二十一」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

第十二条の二第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同号中「百分の二十一」とあるのは「四分の一」とする。

第十二条の二第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同号中「百分の二十一」とあるのは「四分の一」とする。

害者その他大蔵省令で定めるもの(以下この項において「重度の障害者」という。)がある場合には、当該障害者の数に重度の障害者の数を加算した数)の」に改める。

第十三条の二第一項第一号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同号中「都市計画区域のうち政令で定める地域内」に改める。

第十六条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同号中「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同号中「百分の二十一」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

第十六条の二第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同号中「百分の二十一」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

るものをいう。次項において同じ。)であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

一 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該個人が飼育した生産後一年未満の政令で定める肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

三 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

四 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

五 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

六 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

七 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

八 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

九 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

十 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

十一 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

十二 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

十三 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

森林施業計画に係る同項に規定する都道府県知事の認定を受けたものとみなす。この場合において、当該認定の取消しがあつた日の属する年の前年以前の各年分の山林所得につき同項の規定の適用を受けた個人は、当該認定の取消しがあつた日から四月以内に、当該各年分内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

8 第五項に規定する森林施業計画の認定の取消しがあつた場合における税務署長への通知に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項から第三項までに定めるもののほか、「あるときは」とあるのは「があるときは」と、「その売却により」とあるのは「当該免税対象飼育牛の当該売却により」として同項の規定を適用する。この場合において、前項の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項に規定する肉用牛とは、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八百八十五号)第一百一条第一項に規定する肉用牛(乳牛の雌のうち政令で定めるものを含む。)をいう。

5 第一項(第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があり、かつ、これらの規定に規定する肉用牛の売却が第一項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他減税令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証する書類の提出があつた場合に限り、第一項(第三項の規定により読み替え適用する場合を含む。)又は第二項の規定を適用することができる。第一項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、その提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

7 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)」及び租税特別措置法第二十五条第二項(肉用牛の売却による農業所得の

課税の特例)」とする。

8 第一項から第三項までに定めるもののほか、第一項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に改め、同条第三項第一号ロ中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の六十」を「百分の五十七」に改め、同条第五項第二号中「百分の二十八」を「百分の三十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の四十」を「百分の四十二」に改める。

第二十八条の四第四項第一号中「第二条第一項第二十六号及び第三十号」を「第二条第一項第三十号」に、「同項第二十六号又は第三十号」を「同項第三十号」に改める。

第三十条の二第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改める。

第二十九条の四第一項中「昭和五十六年六月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に」を「昭和五十六年から昭和五十八年までの各年にかけて」に、「第五条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画」を「第一項第五項(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣)第五項において同じ。)の認定を受けた同法第十二条第一項又は第十八条第一項に規定する場合を含む。)の規定による認定の取消しがあつたものを除く。)に改め、同条に次の四項を加える。

5 第一条に規定する森林施業計画につき森林法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは、「租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十二条第一項第一号及び第六十五条第一項中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、

6 第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けた同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

7 法第二十条の規定を適用する場合を除き、このを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

7 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、このを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

三 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

四 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

二 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定による公告があつた同項の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合

三 第三十七条第一項の表の第十三号下欄中「生立地等を農用地利用増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

四 第三十七条の六第二項中「第三十七条の六第一項第一号」を「第三十七条の七第一項第一号」に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七条の七とすると。

五 第十六条の規定による認定の取消しがあつた場合における同項の規定の適用については、当該申告書と zwar.

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

の一条を加える。

(農住組合の行う交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第三十七条の六 農住組合の組員である個人(政令で定める者を含む。)が、その有する土地又は土地の上に存する権利(所得稅法第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。)につき農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第七条第二項第三号の規定による交換分合が行われた場合(同法第十一條において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公報がされた農住組合法第九条第一項に規定する交換分合計画の定めるところにより行われた場合に限る。)において、当該交換分合により土地等の譲渡(譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。)相続、贈与又は贈与があった場合において、当該交換取得資産に係る事業所の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、当該分合により譲渡した土地等(以下この項において「交換譲渡資産」という。)の取得の時期を当該交換取得資産の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取扱額とする。

一 交換譲渡資産の取得価額等(当該交換譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、交換取得資産とともに第一項に規定する清算金を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。)

二 交換譲渡資産とともに第一項に規定する清

算金を支出して交換取得資産を取得した場合には、当該清算金の額

5 三 交換取得資産を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

4 四 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及び書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 稅務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合は前項の記載若しくは添付がない確定申告書又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

書の提出があつた場合においても、その提出又是記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が同項の交換分合により取得した土地等(以下次項までにおいて「交換取得資産」という。)につきその取得した日以後譲渡(譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。)相続、贈与又は贈与があった場合において、当該交換取得資産に係る事業

所の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、当該分合により譲渡した土地等(以下この項において「交換譲渡資産」とい

て)の取得の時期を当該交換取得資産の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取扱額とする。

一 交換譲渡資産の取得価額等(当該交換譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、交換取得資産とともに第一項に規定する清算金を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。)

二 交換譲渡資産とともに第一項に規定する清

算金を支出して交換取得資産を取得した場合には、当該清算金の額

3 三 交換取得資産を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

4 四 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及び書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 第四十二条の九第一項中「昭和五十六年十二月三十日」を「昭和五十八年十二月三十日」に改め、同項第二項及び第五項第一号中

らの貸付けとともに」に改める。

第四十一条の八第一項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同項第二項及び第五項第一号中

「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

第四十二条の九第一項中「昭和五十六年十二月三十日」を「昭和五十八年十二月三十日」に改め、「相当する所得稅」の下に「の額(第四号において「出資部分に係る所得稅の額」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該農地等の出資の日の属する年分の所得

税法第二十条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から算して出資部分に係る所得稅の額を五万円で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)に相当する年数を経過することとなる日の翌日から二月を経過する日

四十一条の十一項中「担保を提供させ」を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第一項」に、「前項第二号」を「同項第二号」とし、「添附」を「添付」と改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可を

四十一条の十二第一項及び第二項中「昭和五十六年十二月三十日」を「昭和五十八年十二月三十日」に改め、同項第四項中「必要があると認めるとときは」を削り、「ことができる」とるものとするに改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、納期延長分の所得稅の額が五十万円以下である場合その他税務署長がその担保の提供を要しないと認めるときは、この限りでない。

(割引債の償還差益に対する課税の特例)

第四十二条の十二 非居住者が、所得稅法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益については、同法第六十五条の規定にかかるらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して所得稅を課する。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき償還差益でその者の同法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

四 内国法人又は外国法人は、所得稅法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得稅を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の三十五の税率を適用して所得稅を課する。

三 所得稅法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行される割引債の発行者は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際に發行された割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の三十五の税率を適用して所得稅を課する。

二 所得稅法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行される割引債の券面金額から發行価額を控除した金額に百分の四十二(同一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に發行される割引債については、百分の三十五)の税率を乗じて計算した金額の所得稅を徵收し、その徵收の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

四 前項の規定により徵收して納付すべき所得稅は、所得稅法第二条第一項第四十五号に規定す

る源泉徴収に係る所得税とみなして、同法並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより徴収される。

より、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受けける者とが異なる場合には、当該償還を受けた者）が当該割引債に係る償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。

5 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限前に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めることにより、その償還（買入消却を含む。）を受ける者に対し、同項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額のうち当該割引債の券面金額から償還金額又は買入金額を控除した額に応する部分の金額として政令で定める金額を還付する。

6 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が次の各号に掲げる者に対し、償還差益の支払（第三号に掲げる公益信託の受託者にあっては、当該信託財産について受ける支払に限る。）をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を還付する。

一 当該割引債をその発行の際に取得した個人又は内国法人若しくは外国法人（第三号に掲げる法人及び公益信託の受託者を除く。）で、当該割引債を得た日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託を又は登録を受けていた者 当該割引債に係るみなし源泉所

定により還付を受ける金額を除く。以下この項において「みなし源泉所得税額」という。）のうち当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える部分の金額として政令で定める金額

二 当該割引債をその発行された後に取得した非居住者又は外国法人（次号に掲げる法人に該当する外國法人を除く。）で、当該割引債を受取した日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託を又は登録を受けていた者 当該割引債に係るみなし源泉所得税額のうちその者がその保管の委託を又は登録を受けていた期間に応する部分の金額が当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える場合のその超える部分の金額として政令で定める金額

三 所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者 当該割引債に係るみなし源泉所得税額のうち当該割引債の所有期間に対応する部分の金額として政令で定める金額

四 前三項の規定の適用がある場合において、第四項に規定する取扱者が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者であるときは、これらの者に対する所得税法の規定の適用について

7 是、次に定めるところによる。

10 第三項から第八項までに定めるもののはか、備還差益に係る雑所得の金額の計算方法その他に該当する事項は、政令により定める。

一 所得税法第九十六条第一号中「不動産所得」とあるのは「不動産所得並びに租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一条の十二第二項（割引債の償還差益に対する課税の特例）に規定する「償還差益」とする。

9 この条において、「割引債」とは、割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものをいい、「償還差益」とは、割引債の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

11 第三項から第八項までに定めるもののはか、備還差益に係る雑所得の金額の計算方法その他に該当する事項は、政令により定める。

二 第四十二条第一項中「以下次条第四項」を「次条第四項」に、「以下次条第一項」を「次条第一項」に、「八百万円」に、「百分の二十二」を「百分の二十四」に、「百分の十九」を「百分の二十一」に改め、同条四十九条、第五十一条若しくは第五十五条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る償還として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、当該省エネルギー設備等の普通償却限度額（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ。）と特

別償却限度額（当該省エネルギー設備等の取得価額（第二号に掲げる減価償却資産）にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 燃料の燃焼の合理化、廃エネルギーの回収利用、エネルギーの損失の防止等によりエネルギー資源の消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他減価償却資産

二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他製造方法又は加工方法の改良に資する機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他設備

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準する公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他減価償却資産

四 第四十五条の二第一項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等、同項に規定する機械及び装置のうち前二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

青色申告書を提出する法人で前項各号に掲げるもののが、同項に規定する期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない省エネルギー設備等を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これ

をその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該省エネルギー設備等につき同項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けないとときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項、次項及び前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその事業の用に供した省エネルギー設備等（次条、第四十五条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条、第五十一条若しくは第五十二条の二又はこれらに規定する第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この条において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けれる金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度と/or）

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度とする。

4 第二項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第二項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

7 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

第三章第一節の三の節名を削る。

第四十三条第一項中「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）」を「の償却限度額」に改め、「（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ。）」とする。

第四十五条第一項中「この項」を「この条」に改め、同項の表の第一号中「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を加え、同表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する法人が、同項の表の第三号又は第四号に規定する工業開発地区又は自由貿易地域として昭和五十六年十二月三十一日以前に

指定された地区内において取得し、又は製作し、若しくは建設した工業用機械等に対する同一項の規定の適用については、同表の第三号中「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

第四十五条の二第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第四十五条の三第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改める。

第四十五条の四第一項第一号及び第二号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「四分之一」を「百分の二十五」に、「並びに工場用」を「工場用」と、「附屬設備のうち」を「附屬設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち」に、「第四十七条」を「次条」に改め、同条第二項中の「うちらに」を「に対する」に、「障害者の数の占める」を「障害者の数當該障害者のうちに身体障害者者雇用促進法第一条第二項に規定する重度障害者その他の大蔵省令で定めるもの（以下この項において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該障害者の数に重度の障害者の数を加算した数」の二に改める。

第四十七条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「都市計画区域内」を「都市計画区域のうち政令で定める地域内」に改める。

第四十八条第一項の表以外の部分中「原油」の下

に「又は石油ガス」を、「石油貯蔵施設」の下に「及び石油ガス貯蔵施設」を加え、「百分の四十」を「百分の三十六」に改め、同項の表の第一号中「石油業法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第一条第四項に規定する石油精製業者を営む法人又は石油」を「石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第二条第四項に規定する石油精製業者である法人若しくは石油（石油ガスを除く。）に改め、「行う法人」の下に

「又は同条第七項に規定する石油ガス輸入業者である法人若しくは石油ガスの貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受けて行う法人」を加え、「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「石油ガス貯蔵施設」を、「原油」の下に「又は石油ガス」を加える。

第四十九条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。第五十条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同項第三号中「取りくずした」を「取り崩したもの」に改める。

第五十六条の八第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「汎用プログラム」を「汎用プログラム」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第五十七条の三第一項中「次条第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第三章第二節中第五十七条の五を第五十七条の六とし、第五十七条の四第一項中「前条第三項」を「第五十七条の三第三項」に改め、同条を第五十七条の五として、同条の前に次の一条を加える。

第五十七条の四青色申告書を提出する法人で海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七

て「船舶戦争保険料」という。の高騰により増加する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が、特定海外水域（その水域を航行する船舶に對して適用される船舶戦争保険の保険料率が著しく上昇している海外の水域として政令で定める水域をいう。以下この条において同じ。）を航行する船舶につき、当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（以下この条において「基準年度」という。）において自（の）の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額の合計額に当該事業年度の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の二倍に相当する金額（次項において「基準船舶戦争保険料支出額」という。）

二 当該法人が、特定海外水域を航行する船舶につき、当該事業年度において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額（次項において「当期船舶戦争保険料支出額」とい

て「船戦争保険料」という。）の高騰により増加する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が、特定海外水域（その水域を航行する船舶に對して適用される船舶戦争保険の保険料率が著しく上昇している海外の水域として政令で定める水域をいう。以下この条において同じ。）を航行する船舶につき、当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（以下この条において「基準年度」とい

う。）において自（の）の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額の合計額に当該事業年度の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の二倍に相当する金額（次項において「基準船舶戦争保険料支出額」とい

う。）

二 前項の異常危険準備金を積み立てている法人の当期船舶戦争保険料支出額が基準船舶戦争保険料支出額を超えるときは、その超えることとなつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額（同日ま

でに第四項の規定により益金の額に算入され、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは

次項の規定により益金の額に算入された金額が

ある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)うち当該超える金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該異常危険準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち順次益金の額に算入されるものとする。

第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうちに同日前二年以前に終了した事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前二年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。)がある場合には、当該積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前二年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を算入される金額を除く。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなる者が次の各号に掲げる金額に相当する場合には、当該各号に掲げる金額(合併により解散した場合の金額を取り崩した場合その取り崩した場合における当該船舶戦争保険料に係る異常危険準備金の金額のうちその取り崩した金額に

相当する金額)を「第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基団となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告による申告をやめた事業年度終了の日後で二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該異常危険準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は、適用しない。

第二項から前項までに定めるもののはか、第一項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人が当該法人に係る基準年度において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項前段中「第六項」とあるのは、「第五十七条の四第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「の百分の

九十に相当する金額(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額)」を「につては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額」に改め、同項第二号中「基準交際費額の百分の百五に相当する金額」を「基準交際費額」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額と同額である場合 当該限度超過額の百分の九十に相当する金額 第六十三条第四項中「第六十四条から」を「次條から」に、「第六十五条の九」を「第六十五条の十」に改め、同条第六項第二号中「及び次条」を「並びに次条第二項及び第三項」に、「次条及び」を「次条第二項及び第三項並びに」に、「同条第一項中「及び前条」を「同条第一項中「及び前条」に改める。第六十五条の五第一項中「農業振興地域」を「農業振興地域に改め、「あつせんにより譲渡した場合」の下に「同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法第七条第一項の規定による公告があつた同項の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合」を加える。

第六十五条の七第一項の表の第十三号下欄中に規定する農用地利用増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

第三章第六節第四款中第六十五条の五第一項「生立するもの」の下に「第六十五条の五第一項の規定による農用地利用増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

第六十五条第十条農住組合の組合員である法人(政令で定める法人を含む。)が、その有する土地又は土地の上に存する権利(法人税法第一条地に規定するたな御資産を除く。以下

合法第七条第二項第三号の規定による交換分合が行われた場合(同法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告がされた農住組合法第九条第一項に規定する交換分合計画の定めるところにより行われた場合に限る。)において、当該交換分合により土地等の譲渡(土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、第六十四条、第六十四条の二、第六十五条の二から第六十五条の五まで又は第六十五条の七から前条までの規定の適用を受けるものを除く。)をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をしたとき(土地等とともに同法第十二条において準用する土地改良法第二百二条第四項の規定による清算金(次項において「清算金」という。)の取得をした場合を含む。)は、当該交換分合により取得した土地等(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該交換取得資産の価額から当該交換分合により譲渡した土地等(次項において「交換譲渡資産」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときに限り、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 交換取得資産とともに清算金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 交換譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出した場合 帳簿価額に当該清算金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の譲渡に要した経費で交換取この項において「土地等」という。)につき農住組合に規定するたな御資産を除く。以下

得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額 得資産について、それぞれ準用する。

第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取 得資産について、それぞれ準用する。

第六十六条の十一中「昭和五十六年三月三十 日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の二第一項中「みたす」を「満たす」に、「百分の二十三」を「百分の二十五」に改める。

第六十七条の三第一項を次のように改める。

農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に掲げる肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免稅対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するもの）をいう。以下の条において同じ。があるときは、当該農業生産法人の当該免稅対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該元却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 農業協同組合又は農業協同組合連合会の市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該農業生産法人が飼育した生産後一年未満のた肉用牛 政令で定める肉用牛

第六十七条の三第四項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 前三項に定めるもののはか、免稅対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法その他第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定めること。

第六十七条の三第三項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「肉用牛の売却が同項の市場において行われ、又は乳用雄子牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して」を「当該免稅対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により」に改め、「売却額」の下に「その他大蔵省令で定める事項」を加え、「添附」を「添付」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 前項に規定する肉用牛とは、農業災害補償法第一百十一条第一項に規定する肉用牛（乳牛の雌のうち政令で定めるものを含む。）をいう。

第七十条の七第一項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」に、「当該計画」を当該森林施業計画に改め、同条第四項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」と、「添附し」を「添付し」に改める。

第七十二条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改め、同条第二項を削る。

第七十三条の見出し中「移転登記」を「移転登記」等に改め、同条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「所有権の」の下に「保存又は」を加え、「千分の二」を「千分の三」に、「第十五条第二項に規定する国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員を「第十五条第二項後段に規定する公務員等で同項第一号に掲げる者に該当するもの」に、「同項に規定する」を「同法第十二条に定める」に改める。

第七十四条第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
第七十四条の二第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「第七十二条第一項」を「第七十二条」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
第七十四条の二第一項中「昭和五十八年三月三十日」に、「住宅用の家屋（その譲渡をする者がその住宅の用に供していなかったもので政令で定めるものに限る。以下この条において「既存住宅」という。）で、当該個人がその住宅の用に供したもの」を「次に掲げる家屋のうち当該個人がその住宅の用に供したもので政令で定めるもの（次項において「既存住宅」という。）に、「千分の三十」を「千分の三」に改め、同項に次の各号を加える。
一 住宅用の家屋で、当該家屋を当該個人に譲渡した者がその住宅の用に供していたことがあるもの
二 住宅用の家屋で、当該家屋を当該個人（第七十三条第二項第一号に掲げる労働者に該当するものに限る。）に係る同号に規定する事業主又は事業主団体（当該家屋の取得につき号に規定する資金の貸付けを受けたものに限り、譲渡した者がその住宅の用に供していることのあるもの）
第七十四条の二第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の二」に改める。
第七十四条の三中「千分の二」を「千分の三」に改める。
第七十五条中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
第七十六条の二中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改める。
第七十七条の二中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。
第七十七条の四を次のように改める。

(農用地)区域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)
第七十七条の四 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該各号に掲げる日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九とする。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより、同法第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画（政令で定めるものに限る。）において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある同法第三条第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合 当該勧告、調停又はあつせんがあつた日

二 農用地利用増進法第二条第二項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合 当該利用権設定等促進事業に係る農用地利用増進法第七条第一項の規定による農用地利用増進計画の公告の日第七十七条の六の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め 同条中「昭和五十一年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十日まで」に、「貸し付けた場合には、これらの」を「貸付けをした場合には、その」に、「登記については」を「登記に係る登録免許税の税率は」に、「これらの貸付け

の日」を「当該農林漁業者に対する貸付けの日」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする」に改め、同条を第七十七条の七とし、第七十七条の五を第七十七条の六とし、同条の前に次の一条を加え
る。

(交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の五 農業を営む者が、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農

業振興地域（政令で定めるものに限る。）内において、同法第十三条の二第一項の規定による交

換分合（同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合にお

ける交換分合で、同法第八条第一項の規定により当該農業振興地域整備計画が定められた日か

ら十二年以内にされたものに限る。)により、同法第三条第一号から第三号までに掲げる土地又

は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合には、これ

らの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当

該交換分合に係る同法第十三条の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三条の四において

て準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を

受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、千分の九とする。

2 農住組合の組合員が、農住組合法の施行の日の翌日から昭和五十八年三月三十一日までの間

に、当該農業組合の地区内において、同法第七条第一項第三号の規定による交換分合（政令で

定めるものに限る。)により土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る

登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該交換分合に係る同法第九条第一項に

規定する交換分合計画の同法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定

による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許法第九条の規定にかかるわらず、千分の十六とする。

第七十八条の二中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十八条の三第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七十八条の四中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八十条を次のように改める。

(日本国有鉄道の特定地方交通線に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記等の免税)

第八十条 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第二百十一号)第八条第六項に規定する特定地方交通線(以下この条において「特定地方交通線」という。)を廃止する場合に必要となる同法第八条第二項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下この条において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。)若しくは同法第十二条第一項に規定する地方鉄道業(以下この条において「地方鉄道業」という。)を営もうとする者が、昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの期間内にされた日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十五条第二項の規定による許可若しくは日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二条第二項の規定による認可に基づき、当該特定地方交通線に係る土地若しくは建物の所有権、地上権若しくは賃借権の取得をした場合又は当該期間内に同法第九条第一項に規定する協議が調い、若しくは同法第十一条第四項に規定する書類が運輸大臣に提出されたことにより、当該協議の結果に従つて若しくは当該書類において定められた措置に従つて、特定地方交通線を廃止する場合に必要となる一般乗合旅客自動車運送事業若しくは地方鉄道業を営もうとする株式会社が設立される場合には、当該土地若しくは建物の所

有権、地上権若しくは賃借権の保存、移転若しくは設定の登記又は当該株式会社の設立の登記については、大蔵省令で定めるところにより、当該許可若しくは認可がされた日又は日本国有鉄道法第五十三条の規定による当該特定地方交通線の廃止の許可の申請がされた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十一条中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第八十八条の三中「別表第二種第七号に掲げる自動車類のうち、同表の税率欄に掲げる税率で百分の二十をこえるものの適用を受けるべき物品に該当するものを「別表第二種第七号に掲げる物品に、「定め」を「規定」に、「百分の二十とする」を「百分の一十一・五とする」に改める。

第八十八条の四中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の三第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

る部分に限る。) 農業組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の施行の日
二 第四十二条の十二の改正規定並びに附則第十一条を改める部分及び(昭和五十六年三月三十日)を改める部分を除く。) 石油備蓄法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七条、第二十条及び第二十一条の規定)昭和五十九年一月一日
四 第八十八条の三の改正規定 昭和五十六年五月一日
(所得税の特例に関する経過措置の原則)
第一条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(産業転換設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)
第三条 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。)をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」とい。う。)附則第五条第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金

額がある場合には、「これらの金額」と、同条第六項中「租税特別措置法第十条の二第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二号)」以下「昭和五十六年改正法」という。附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項」とする。

前項の規定の適用がある場合における新法第十条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三(新法第三、三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二号)」以下「昭和五十六年改正法」という。附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額を超える」と、同条第四項中「控除された金額がある場合には、当該金額を控除した金額を超える」とあるのは「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項若しくは第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これららの金額」と、新法第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項(新法第三、三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)中「第十六条まで並びに昭和五十六年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」

2. 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三(新法第三、三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条の二第二項の規定は、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第二項の規定は、個人が施行日前に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日前に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3. 新法第十二条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第十二条の三第一項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第十二条の三第一項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

4. 新法第十三条第一項(車両及び運搬具に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

5. 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家

として適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

(昭和五十六年分の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)

第五条 旧法第二十五条第一項に規定する個人が、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十日までの間に、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の市場において売却し、又はその飼育した同項に規定する乳用雄子牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合におけるその売却により生じた事業所得に係る同年分の所得税については、当該個人は、同条の規定の例によることができる。ただし、同年分の所得税につき新法第二十五条の規定の適用を受ける場合については、この限りでない。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第七条 新法第四十一条の十二の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される同条に規定する割引債(当該割引債に該当する国債については、同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行されるものに限る。)について適用する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第八条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格がない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第九条 新法第四十二条の規定は、同条第一項に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(産業転換設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十条 旧法第四十二条の四第一項に規定する法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。)をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び前条並びに法人税法第六十七条」とあるのは、前条並びに昭和五十六年改正法による改正後の租税

特別措置法第四十二条の四第一項及び第三項並びに法人税法第六十七条」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合には又は昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第十四条の第二項若しくは昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第七項中「又は租税特別措置法第四十二条の四」とあるのは「又は租税特別措置法の一項を改正する法律（昭和五十六年法律第号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」と、「及び租税特別措置法第四十二条の四」とあるのは「及び昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」とする。

には、当該金額を控除した金額」と、同様第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第六十四条第六項(新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第七項(新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)及び第六十七条の四第六項中「第五十二条の三第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項並びに昭和五十六年改正法附則第十条第一項」とする。

(法人の減価償却に関する経営措置)

第十一條 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお從前の例による。

2 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお從前の例による。

3 新法第四十五条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日前に同項に

規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

この場合において、新法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは「四分の一」と、「百分の十」とあるのは「八分の一」とする。

新法第四十六条第一項（車両及び運搬具に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日前に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する賃住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する賃住宅については、なお従前の例による。

新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する石油ガス貯蔵施設の償却限度額並びに石油備蓄法の一部を改正する法律の施行の日において有する同項に規定する石油ガス貯蔵施設の同日以後に終了する事業年度に係る償却限度額及び同日後に取得又は建設をする当該石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

(法人的資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十三条 新法第六十三条第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において新法第四十二条の三又は第四十二条の四の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

2 附則第十条第一項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第六項第二号中「とする。」あるのは、「と」、昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の規定について、同条第一項中「及び前条」とあるのは、「前条及び第六十三条」とする。」とする。

3 新法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定は、法人が昭和五六年一月一日以後に行なうこれららの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行なった旧法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なぞ前例による。

4 新法第六十五条の十の規定は、法人が農住組合法の施行の日以後に行なう同条の規定に該当する事業年度の所得に対する法人税について適用する。(特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置)

第十四条 新法第六十七条の二の規定は、同条第一項に規定する医療法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 旧法第六十七条の三第一項に規定する農業生産法人が、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の市場において、又はその飼育した同項に規定する乳用雄子牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して、施行日前に売却した場合における法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十六条 新法第七十二条及び第七十三条の規定は、施行日以後に新築し、又は取得するこれらに規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧法第七十二条又は第七十三条に規定する家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十四条の二の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十四条の二第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十四条の三の規定は、施行日以後に新築する同条に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築した旧法第七十四条の三に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十七条の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税について

5 施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらに規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第七十七条の六に規定する農林漁業者に対し貸し付けた同条に規定する債権を担保するため受けた抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第十七条 昭和五十六年五月一日前に課した、又は課すべきであつた旧法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、次項から第四項まで定めのあるものを除き、なお従前の例による。

第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法第八十八条の三に規定する物品のうち、認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。)について、当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらに規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例によることとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

3 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて昭和五十六年五月一日以前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条规定

物品税法第十八条第一項
免 除 の 規 定
同法第十八条第八項

物品税法第二十三条第一項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項
同法第十九条第三項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項
同法第十二条第四項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項
同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条规定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)

第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号))第三条第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)

4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)第十九条第三項(これらに規定する法律を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号))第三条第一項において準用する場合を含む。)

5 新法第八十九条の三に規定する物品を、昭和五十六年五月一日において、その製造に係る製造場及び保税地以外の場所で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合には、その合計数量(二十個以上であるときは、当該物品について、その者が当該物品の製造者として当該物品を同日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、百分の

6 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の各号に掲げるもので昭和五十六年五月一日前に購入され、又は引き取られたものについて、同日以後に当該各号に定めた法律の規定に該当することとなる場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

7 一・五の税率により物品税を課する。
前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、昭和五十六年六月から十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

8 第五項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、昭和五六年五月一日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 第二十二条第六項本文(同法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。)。

七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

適用については、なお前項の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

(昭和五十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「又は昭和五十四年改正

法による改正後の租税特別措置法第十条の二第

一項」を「又は租税特別措置法の一部を改正する

法律(昭和五十六年法律第

五十六年改正法)といふ。附則第三条第一項の

規定によりなおその効力を有するものとされる

昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措

置法第十条の二第一項若しくは昭和五十六年改

正法による改正後の租税特別措置法第十条の二第

三項」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定の適用がある場合における昭

和五十六年改正法による改正後の租税特別措

置法(以下「昭和五十六年新法」といふ。)第十

条の二の規定の適用については、同条第四項

中「控除される金額がある場合は、当該金

額」とあるのは「控除される金額がある場合又

は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五

和五十年法律第十五号。以下「昭和五十四年改

正法」という。)附則第五条第一項の規定

によりなおその効力を有するものとされる昭

和五十四年改正法による改正前の租税特別措

置法第十条の二第一項の規定によりその年分

の総所得金額に係る所得税の額から控除され

る金額がある場合には、これらの金額」とす

る。

附則第二十一条第一項中「及び昭和五十四年

改正法による改正後の租税特別措置法第四十二

条の四」を、及び昭和五十六年改正法附則第十条

第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる昭和五十六年改正法による改正前の租

税特別措置法第四十二条の四」、「又は昭和五

十四年改正法による改正後の租税特別措置法第

四十二条の四第一項」を「又は昭和五十六年改

正法第十条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされる昭和五十六年改正法によ

る改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一

項若しくは昭和五十六年改正法による改正後の

租税特別措置法第四十二条の四第二項」に改め、

第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる昭和五十六年改正法による改正前の租

税特別措置法第四十二条の四第一項」を「又は昭

和五十六年改正法による改正後の租税特別措

置法第四十二条の四第一項」に改め、

第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる昭和五十六年改正法による改正前の租

税特別措置法第四十二条の四第一項」に改め、

第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる昭和五十六年改正法による改正前の租

税特別措置法第四十二条の四第一項」に改め、

第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる昭和五十六年改正法による改正前の租

税特別措置法第四十二条の四第一項」に改め、

第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)第二十条(租税特別措置法の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十一条の十二第一項及び第二項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第三項まで」、「第四十一條の十二第一項及び第二項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同

条第一項及び第二項に改め、同条の次に次の
一条を加える。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付の特
例)

第三条の二 租税特別措置法第四十一条の十二
に規定する割引債の発行者は、租税条約の規定
により当該割引債の償還差益に対する所得税
が軽減され、又は免除される相手国の居住者
に対し、当該償還差益の支払をする場合に
は、政令で定めるところにより、その支払を
受けける者に対し、同条第三項の規定により微
収された所得税で同条第四項の所得税とみな
されたものの額(同条第五項の規定により還
付した額を除く)に相当する金額の全部又は
一部を還付する。この場合において、同条第
六項の規定は適用しない。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及
び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に
伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の租税条約
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法
の特例等に関する法律第三条第一項及び第三条
の二の規定は、昭和五十九年一月一日以後に發
行される新法第四十一条の十二に規定する割引
債(当該割引債に該当する国債については、同
日から昭和六十年十一月三十日までの間に發
行されるものに限る)について適用する。

(前条の規定による改正前の租税条約の実施に
伴う所徴税法、法人税法及び地方税法の特例等
に関する法律第三条第一項の規定は、昭和五十
八年十二月三十一日以前に発行された旧法第四
十一条の十二に規定する割引債については、な
おその効力を有する。この場合において、同項
中「租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六
号」第四十一条第一項」とあるのは、「租
税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五
六年法律第二十号)附則第七条第二項の規定
によりなおその効力を有するものとされる同法
による改正前の租税特別措置法第四十一条の十
二第一項」とする。

(簡易生命保険法の一部改正)

第六十八号)の一部を次のよう改正する。

第十一条の二第二項の表所得税法
第十一条第六項の項の下欄に掲げる金額を「第四
条の二第六項に規定する金額」に改める。

理由 現下の厳しい財政事情と最近における社会経済

情勢にかえりみ、今次の税制改正の一環として、
法人税の配当軽課税率等を引き上げ、プログラム
準備金制度の確立率の引下げ等の既存の特別措置の整
理合理化及び交際費課税の強化を図り、割引債の
償還差益について総合課税の実施のための措置を講
ずるとともに、普通乗用自動車等に対する物品
税の軽減税率を引き上げることとするほか、省エ
ネルギー設備等の取得をした場合における特別債
却又は税額控除等の特例及び農住組合の行う交換分
合により土地等の取得をした場合における課税の
特例を新設し、あわせて老年者年金特別控除制度
等期限の到来する特別措置について実情に応じ適
用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出の要旨及び目的)

本案は、現下の厳しい財政事情及び最近にお
ける社会経済情勢に顧み、法人税の基本税率の
引上げに対応して配当軽課税率等の引上げを行
うことともに、租税特別措置の整理合理化等を推
進するほか、エネルギー対策の促進に資するた
めの措置その他所要の税制上の措置を講ずること
とし、おむね次のよう改正を行おうとす
るものである。

(一) 法人税の配当軽課税率等の引上げ
1 配当軽課税率を次のように一律2%引き
上げる。

普通法人の税率	現行 三〇%	改正案 二二%
中小法人の軽減税率	二二%	三二%
協同組合等の軽減税率	一九%	二一%

(二) 特定の医療法人の軽減税率を二五%(現
行二三%)に引き上げる。

(三) 租税特別措置の整理合理化等

租税特別措置法の廃止
産業転換設備等を取得した場合の特別税
額控除及び防火地域等内の新築中高層貸家
住宅等の所有権の保存登記に対する登録免
除
特別償却制度
低開発地域等における工業用機械等の
特別償却制度等について、償却割合の引
下げ等を行う。

(2) 準備金制度
プログラム準備金制度等について、積
立率の引下げ等を行う。

(3) 登録免許税の軽減措置等
新築住宅の所有権の保存登記に対する
税率の軽減措置等について、軽減税率の
引上げ等を行う。

(4) その他肉用牛の売却による農業所得の
免税の特例制度等について、見直しを行
う。

エネルギー対策促進税制の創設
省エネルギー設備、石油代替エネルギー
関連設備(電気事業者に係るもの)を除く。
及び中小企業者の取得する機械等(省エネ
ルギー設備及び石油代替エネルギー関連設
備に類するものに限る)について、三年間
限りの措置として、一定の要件の下に、取
得価額の一〇〇分の三〇の特別償却と取得
価額の一〇〇分の七の特別税額控除とのい
ずれかの選択を認める措置を講ずる。

交際費課税制度について、前年同期の交
際費の支出額(現行前年同期の支出額の一
〇五%)を超えて交際費を支出した場合の
その超過分を全額損金不算入とする。

普通乗用自動車等に対する物品税の軽減
税率を二二・五%(現行二〇%)に引き上
げ。

6 割引債の償還差益について、発行時に、
昭和五十九年以後一年間に三五%,その後
は四二%の税率により源泉徴収を行うこと
とする等総合課税のための具体的な方法を定
める。

7 老年者年金特別控除制度等適用期限の到
来する特別措置について、実情に応じその
適用期限を延長する等所要の改正を行う。

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金
の処理の特例に関する法律案

右の議案を提出する。
昭和五十六年三月二十五日
提出者 大蔵委員長 綿貫 民輔

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金
の処理の特例に関する法律案

第一項の規定は、昭和五十五年度の一般会計歳入
歳出の決算上の剩余金について、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条
の処理の特例に関する法律(昭和二十二年法律第三十四号)第六条
の規定の特例を定める必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

別紙
租税特別措置法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、左記の事項について、所要の措置を講
ずべきである。

一 今後の所得税のあり方については、社会経
済情勢等を踏まえ、課税最低限、税率構造を含
め、基本的な検討を行うこと。
二 今後の高齢化社会の進展に伴い、年金に関す
る課税の合理化等について検討すること。
三 災害撲滅制度の運用に当たつては、その
適用に十分配意すること。
四 内閣の動向に顧み、政策効果等の実態に即
して整理合理化すること。
五 所得の海外移転に適応した税制及び執行体制
の整備について検討すること。

一 各種準備金、特別償却等の租税特別措置につ
いては、その政策目的、政策効果等の実態に即
して整理合理化すること。
二 貸倒引当金等各種引当金の織入率等について
は、引き続き見直しを行うこと。

一 国税職員について、適正かつ公平な税務執
行の重要性並びに職員の年齢構成の特殊性に
かんがみ、その定員の増加、処遇の改善等に特
段の努力をすること。
二 世論の動向に顧み、税務執行の公平を確保す
るよう特段の努力をすること。

一 執行の重要性並びに職員の年齢構成の特殊性に
かんがみ、その定員の増加、処遇の改善等に特
段の努力をすること。
二 国税職員について、適正かつ公平な税務執
行の重要性並びに職員の年齢構成の特殊性に
かんがみ、その定員の増加、処遇の改善等に特
段の努力をすること。

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金
の処理の特例に関する法律案

第一項の規定は、昭和五十五年度の一般会計歳入
歳出の決算上の剩余金について、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条
の規定の特例を定める必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

衆議院議長 福田 一殿
大蔵委員長 綿貫 民輔
昭和五十六年三月二十五日